

令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第8日（令和4年12月12日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第86号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」までの議案18件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 技 幹 | 大久保真穂 君 |
| 主 幹 | 田村 大樹 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

## 出席要求による出席者

|                                        |         |               |         |
|----------------------------------------|---------|---------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長         | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 井上 美樹 君 | 企 画 財 政 課 長   | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長   | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長   | 山下 育 君  |
| 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 | 観 光 商 工 課 長   | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 | じ ん け ん 課 長   | 亀谷 幸則 君 |
| 教 育 長                                  | 岡崎 哲也 君 | こ だ も 未 来 課 長 | 中津 恵子 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                            | 西原 貴樹 君 |               |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第86号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」までの議案18件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。会派市民のこえの前田晃です。通告に従いまして、2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目は、9月会議で質問できませんでした、コロナの感染拡大に関わる質問です。

この7月、8月のコロナ第7波では、医療体制の逼迫により入院できずに自宅で死亡するコロナ患者が大幅に増えています。第8波に入り、同じように在宅死が増えるのではないかと心配されますけれども、毎回同じ心配をしなければならないのも、岸田自公政権の成り行き任せのコロナ対策が大本にあることを考えれば、本当に強い憤りを感じます。

9月に、コロナ感染者の全数把握の見直しがありまして、保健所への報告が65歳上の高齢者や重症化リスクの高い人に限られ、その他の人は県の陽性フォローアップセンターへ自分で連絡するということになりました。連絡しない人は把握できないということで、この方たちは自己責任で対応するということになります。

健康推進課長にお尋ねします。この影響でしょうか。県による自治体ごとの感染者数の公表もなくなり、一層感染状況が見えにくくなっていますけれども、本市の現在のコロナの感染状況について、分かっておればお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生届につきましては、以前は、医師より全ての患者の報告がされていたものが、9月26日からは全国一律で対象者に関する見直しが行われ、それによって、現状では、幡多管内の医療機関で確認された感染者数につきましては、高知県のホームページなどで毎日公表されているものの、市町村別の感染者数は公表されていないため、本市でどのくらいの方が感染しているかについては把握できません。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分からないということなんですけれども、一番住民に近い市の段階で感染状況を市がつかめていないということについては、やっぱりこれいかなものかというふうに思います。この点については、県との情報の共有の問題がありますので、後でもう一回触れたいと思います。

市内の状況が分からないということになりますと、私の感覚でちょっとお話しさせていただくこととなりますけれども、本市のコロナの感染者につきましては、7月までは比較的少なくて、その後、感染が急速に広がって、高止まりしたまま、今の第8波の感染拡大に至っているように私には思われます。といいますのも、7月の中旬頃から、私の知り合いでもコロナに感染する人が出始めて、8月、市議選の前後ですけれども、感染した人の情報がどんどん入って

くるようになりました。しおさいのクラスターも多分この頃だったと思いますけれども、私もこの10月の末にコロナに感染してしまいました。私も感染した皆さんと同じように、検査時に処方された薬をもらっただけで、診察なしの1週間の自宅療養ということになりました。私の場合は、ワクチンの効果かもしれませんが、熱も出ず、喉の痛み程度で軽く済んだんですけれども、それでも困ったのは、自宅療養中の外出禁止で、食料の買い出しができないということでありました。先より私に感染した妻とともに3日間は2人とも外出できない状態が続きまして、インスタント食品とか冷蔵庫にあるもので何とかしのいだという感じでありました。感染したときの買物などについては、親戚や知人に助けてもらう方が結構多いようですけれども、一人暮らしや高齢者で支援が得られない人はどうなるのか、そこが心配になるわけですが、健康推進課長にお尋ねいたします。そういった支援が得られない自宅療養者をサポートするために、本市では、おたがいさま便という取組があるようですけれども、この仕組みと利用状況等についてお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

社会福祉協議会が行っている、おたがいさま便は、本市在住の方で保健所から感染者と診断され、自宅療養を余儀なくされた方及び濃厚接触者となられた後、外出を自粛されている方で、親族等から買物支援を受けられない方に対して、代わりに買物を行い、自宅に届けるという買物サポートとなります。

利用の流れとしましては、買物をサポートしてほしい対象者が社会福祉協議会に連絡をし、必要事項を聞き取りした後、ファクス、電話、メールで、必要な商品のリストを受付しており、17時までに注文いただければ、翌日に商品とレシートを自宅玄関に届け、届けた旨を連絡することで、対象者には直接会わずに受取りをしてもらっており、支払いについては、外出自粛期間が終了した後、商品代金の実費を振込等で行ってもらっております。

月別の利用者数ですが、おたがいさま便は、本市で初めて感染者が確認された以降の今年3月から事業を開始しておりますが、6月までは利用がなく、初めての利用は、本市で感染者が多くなってきた7月に1人、8月に8人、9月に4人と、9月末までに計13人の方が利用され、回数では延べ17回となっておりますが、9月に療養期間中の外出自粛が緩和され、条件を満たした場合には、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能となったことが影響していると考えられますが、10月以降は現在まで利用者は1人もおりません。

9月末までに利用された方の傾向といたしましては、若い一人暮らしの方や子供のいる若い

世帯が主となっており、外出ができず、食料もない中、助かりましたといったお礼の言葉が届いていたと伺っております。

また、この事業については、社会福祉協議会の職員が通常業務の中で、おたがいさま便の依頼があった際にその都度、対応できる職員により、2人体制で行っているものです。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

コロナの自宅療養につきましては、基本的には患者自身が支援者を構えるということになっているようですけれども、どうしても支援が得られない場合は、それぞれの市町村で支援体制を構えていて、本市におきましては、社協のおたがいさま便、買物支援がそれに当たるということのようです。ただいま課長からお話ありましたように、社協がこの買物支援をしてるわけですけれども、大変、利用者からは喜ばれてるというお話でした。9月までに13名の利用があったものの、それ以降は外出の制限が緩和されたこともあってでしょうか、申込みがないということですが、8波の感染拡大の中で、引き続きこういった最後のセーフティーネット的な支援体制というのは必要だというふうに思いますので、ぜひ、社協の皆さんにはおたがいさま便の継続をお願いしておきたいというふうに思います。この質問をするに当たって、初めてこのおたがいさま便があるということを知ったんですけれども、広報等で周知もされてるということですが、引き続き周知も継続していただければというふうに思います。

先ほど、自宅療養中の食料の買い出しについて触れさせていただきましたけれども、療養中に私たち夫婦の感染を知った知人から、何度か果物、野菜の差し入れがありまして、それはそれは大変ありがたく思ったことであります。

ところで、黒潮町では、このコロナ感染者への独自の支援策として、差し入れ的な取組をしているというふうに聞きました。町の担当課、健康福祉課に問い合わせましたら、課長が対応してくれましたけれども、黒潮町では、コロナ陽性者本人から申出を受けて、数日分の食品、これは自宅待機中ということのようですけれども、野菜、肉、缶詰、レトルト食品、冷凍食品などや衛生用品など、生活必需品セットとして支給しているということでありました。そして、支給するこのセット内容、数量などは保健師が世帯の状況を把握して決め、もちろん世帯のほうから連絡があつてのことですけれども、配送も保健師がしているというお話でした。利用者数が、制度を立ち上げたのが令和2年度ですから、コロナが始まった頃ですよ。数人程度だったということです。3年度が45人、去年です。課長のお話では、感染をまだやっぱり知られたくないという方が結構あつたのではないかなというふうに言われてましたけれども、この

令和4年度、6波以降入ってから、4月で63人、3年度を超して63人、5月が59人、6月43人、7月が159人、8月が180人、4年度に入って504人と、利用者がぐんと増えたということでありました。若い方に感染者がいて、インスタでどんどん広げていったということのようですけれども、大変な利用者でありました。この制度の財源は、コロナ交付金を充てているということで、町民の自己負担もなく、これもまた大変喜ばれているというお話でした。コロナで心身ともに弱り切って、それから、外出も制限されている自宅療養者にとってみれば、こういった直接的な支援が殊のほかありがたくて、安心を与え、回復を後押しする力になるように思います。

市長にお尋ねします。このコロナの交付金を財源に充てることも含めて、黒潮町の生活必需品セットの取組についての御所見、御感想でも構いません。お伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、議員から御案内がありました、黒潮町の生活必需品セットの配布につきましては、本人の負担がなく、同じ方が複数回利用することもあり、今年度は、平均で月に延べ100件ほどの配布を町の保健師が通常業務の中で行っていたとのことですが、それも直近の11月に入って件数は数件程度になっているとお聞きしておりますが、感染拡大時におきまして、感染者の方は大変助かったのではないかと思います。

本市の社協で実施しております、おたがいさま便につきましては、ほかから買物支援を受けることができないなど、本当に支援を必要な方へのサービスであり、10月以降の状況を見ると、今は各自で対応できているということではないかと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

市町村のコロナ感染症対策としましては、主にワクチン接種が本業だというふうにされがちですけれども、自治体は、黒潮町の生活必需品セットのような感染者を直接支援する取組をもっと積極的に、私は進めてもいいのではないかなというふうに思いました。財源としてコロナ交付金を活用できるということのようですので、本市の施策として検討していただければと思います。本市も給食費の2学期、3学期分、それから、この年末にかけてのめじかカード1万ポイント給付ですよね。ある程度、一定市民に返すいい取組がありますけれども、交付金を使ったこういった取組もぜひ検討していただければというふうに思います。

次に、副市長にお尋ねします。もう一度おたがいさま便に戻りますけれども、この制度に取

り組む社協の職員の皆さんは、通常の業務に加えてコロナ感染者や濃厚接触者と関わるコロナ対応の仕事をしていることになります。9月会議では、感染リスクの高い消防職員、そして、しおさい職員などへの防疫衛生手当の増額が可決されました。おたがいさま便では、感染者との直接接触がないので、これらの職種のような感染リスクはないにしても、通常の業務に追加されたコロナ対応の仕事であるということを考慮すれば、コロナ対応加算のような何らかの処遇改善があってもいいのではないかと思います。社協は市と別の社会福祉法人ですので、市として処遇改善を目的とした補助金の増額で対応することを検討していただければというふうに思いますけれども、副市長の御所見をお伺いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

社会福祉協議会が実施しております、おたがいさま便につきましては、コロナ禍で従来の業務に制限がされる中で、他の社協等が実施しております、おたがいさま便を参考に、健康推進課長も答弁しましたが、通常業務の範囲内で社協自らが実施したものと聞いております。ちなみに、社会福祉協議会の賃金につきましては、社協からの要望により、昨年度、令和3年度から賃金体系を見直し、市の給料表に準拠し、運用も市と同様に行う大幅な賃金改善を行っております。ちなみに、令和3年度は、平均で5ないし6%の賃金改善となっておりますので、現在のところ、補助金等の増額ということは考えておりません。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 自宅療養者の支援に取り組んでいます、社協が独自にやっているとのお話ですけども、この社協の皆さんへのコロナ対応の労働の対価として、処遇改善につながる補助金の増額というのをぜひ検討してもらいたいと思っております。誤解のないように付け加えておきますけれども、社協職員の処遇改善につきましては、職員からその声を聞いたわけではありません。見えないところでコロナ対応に頑張っております社協の職員の皆さんに対して、処遇改善につながる条件整備を市がすべきではないかというふうに、私の勝手な思いからお話をさせていただいてます。昨年、処遇改善をしたということですけども、これはコロナ対応の処遇改善ですからね、今、物価の高騰でボーナスを増やすとか、現状に合わせた対応をそれぞれの企業なんかもやっていますよね。このコロナについては、やっぱりそれなりの加算措置というのは、私要ると思います。通常の昇給アップじゃなくて、これはやっぱり考慮すべきだとい

うふうに私は考えております。コロナの対応の取組といえば、6月会議で取り上げました学童保育の職員も同じような状況にあると言えると思います。市が事業を委託している現場でのコロナ感染業務への処遇改善、これができるように委託費とか、補助金の増額をぜひ、今のところありませんよという、ありませんと言いましたけれども、ぜひ検討していただきたいと、そういうふうに思います。

最後ですけれども、私、コロナが問題になってからこの間、執行部の皆さんも同じだと思えますけれども、コロナに関する情報が県から市にほとんど入ってこないことにとて歯がゆく思っております。感染者の個人情報の配慮の必要性。それから、医療が県の所管であることは分かりますけれども、しかし、せめて市の幹部クラスには、県が把握している感染者の氏名や感染状況について、知らせてもいいのではないかなというふうに思います。住民の誰が感染しているのかも分からないようでは、市としての感染者への支援のしようが、私はないと思います。以前、市長、4時半の男と御自分で言ったようすけれども、感染者数のみのマイク放送がありましたけれども、数だけでは意味がないと、市民の厳しい評価がありました。県からの情報がない中では、あながちこれは市長の責任とも言えないというふうに私は思ったことありました。課長答弁にあったように、コロナ感染者の全数把握の見直しによりまして、市町村にはますますコロナの情報が入りにくくなっているというふうに思います。オミクロン株の弱毒化に伴って、コロナの5類引下げも検討されていると聞きますけれども、本市では、第8波の感染拡大と、このコロナの情報不足に、市民の皆さんは不安を感じております。県が持つコロナの情報を市にしっかりと伝えてもらうべきではないでしょうか。県のコロナの情報を市が共有することについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 感染症法の規定によりまして、コロナ感染者の対応は保健所を設置している自治体が行うこととなっておりますので、本市では高知県が行うこととなっております。

先ほど、感染者数の放送では意味がないというふうな御指摘もございましたが、私は注意喚起に十分なっていたのではないかとこのように思っております。ただ、その注意喚起を呼びかけていた私が、10月28日に感染者になるというそういう事態になりまして、本当に市民の皆さんには御心配をおかけいたしました。前田議員も言われたように、ワクチン4回接種をしておりましたので、ほとんど一回熱が出て、濃厚接触者になって3日間何もなかったんですが、3日目の晩に熱が出まして、抗原検査のキットをずっと持っておりましたので、毎日検査をしておりましたので、その抗原検査が陽性が出まして、そして、発熱外来でそのキットを見

せて陽性ということで、別にPCR検査をすとか、そういうこともなく、また熱もそのときだけで喉の痛みとか味覚障害も全然なくて済みました。そういった中で、先ほど前田議員からも説明ありましたが、サポートセンターのほうにも自主申告ということになっておりますので、実際の数には申告しない人もおりますので、3割も4割もひよっとしたら県の公式発表に対して多いのではないかとというふうに心配もしているところでございます。

そういう状況の中で、県からの情報というのは、御承知のように9月25日から市内市町村別の感染者の人数、こういう情報提供は、9月25日まではあったんですが26日以降、人数の提供がありません。大変やきもきをしているところでありますが、感染者数というのは把握はできておりませんが、やはり県との情報共有というのは必要と考えておりますので、せめて幡多地域の市町村、それから、幡多福祉保健所とは緊密に連携しながら、情報共有、そして、タイムリーな注意喚起とかいろんな市民の皆さんの知りたい情報については、なるべく公開していきたいというふうに考えております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

県の持っているコロナの情報を市が共有できれば、先ほど言いましたように、感染者への必要な支援を市が主体的に取り組むということが出来ますし、感染した市民の自宅療養を支えていくということで、県所管の医療につなげていくということにもなります。県と市がコロナの情報を共有して、本市においても感染者への行き届いた支援ができるよう、情報提供を県に求めることを要請しまして、次の質問に移ります。

二つ目です。次は、9月会議に続きまして、個人情報不正利用に関わる質問です。

9月会議では、百条委員会設置の決議案が否決となりましたが、それは、議会の調査権を議会自らが放棄する極めて残念な判断だったと思います。この議会の決定を市民の皆さんがどう受け止めておられるかは分かりませんが、問題は、議長職にあった者の関わる不祥事であるだけに、それを正さない議会への失望と不信が広がっているのではないかと心配を私はしています。これまで全員協議会で、永野議員から経過の説明がありましたが、いまだ個人情報の取扱いについて、事実関係が明らかにされたとは言えず、この問題はまだ終わっていませんよということをまず申し上げておきたいと思います。

全て市長にお尋ねします。9月会議で、永野議員による個人情報の取扱いは、個人情報保護条例違反であり、市は被害届を提出し、告訴すべきではないかという私の質問に対して、市長は、条例の罰則規定に当たるかどうかも含めて、推移を見極めていきたいという趣旨の答弁をいたしました。それから2か月以上たちましたけれども、今現在、推移の見極めがどうなって

いるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 9月会議におきまして、今回の個人情報保護に関する事案については、事案の発生以降、顧問弁護士への相談を継続して行っております。また、中村警察署清水警察庁舎へも相談を行っておりますので、今後の推移を慎重に見極めたいと考えておりますと答弁しておりますが、その後、相談をしております中村警察署清水警察庁舎へ継続的に状況を確認しておりますが、現状として、特に市への要請等もないことから、状況に変化はないと判断しております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 状況に変化がないということですね。まだ見極めができてないということでもあります。この個人情報の取扱いについて、これまでの永野議員の説明では、3点ほどあるというふうに私思いますけれども、まず一つは、個人情報の事務分掌表、職員録は、永野議員が要請して、市長、実際、副市長だったということですが、市長から交付されたものだということが一つ。二つ目は、この職員録をオフィスである選挙事務所に保管していたということが二つ。三つ目、その職員録を見た後援会員でない支持者が、永野議員の許可なく事務員に指示をして投票依頼のショートメールを送らせたということではないかと思います。また、この説明にはまだ多くの疑問が、私は残っているんですけれども、取りあえずこの説明のとおりだとして、その上で、永野議員の個人情報の取扱いが、市の個人情報保護条例から見てどう評価されるのか。9月会議でも若干触れましたけれども、今日は幾つかの情報について、具体的に市長の認識を確認させていただきたいというふうに思います。

まず、市の個人情報保護条例の概要について、簡単に触れておきたいと思います。

この条例は、全部で41条から成っております。市が保有しています膨大な量の個人情報の適正な取扱いを確保するためにつくられた条例ということです。今から20年前、2003年に制定されています。内容を大きく分けると、個人情報の保護に関する規定、それから、開示、明らかにする開示ですね、開示に関する規定、それから、救済措置等の規定、そして、罰則規定、この四つになるかなというふうに思います。このうちの個人情報の保護に関する規定と罰則規定に関わって質問をさせてもらいたいと思います。

では、まず第3条についてお尋ねします。

条例第3条、これは実施機関の責務が規定されています。実施機関といいますのは、市の事

務を管理し、執行する権限を持つ機関ということで、この場合は個人情報管理し、利用するとか執行する権限を持つ機関として八つ、本市は上げています。市長、消防長、教育委員会、それからだんだんって議会もその中に含まれています。3条の実施機関の責務では、実施機関はこの条例の目的を達成するため、個人情報の収集、保管及び利用するときは、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないというふうに定めています。この点については9月会議で、私の質問に対して市長は、この3条に規定されている個人情報保護義務を永野議員は果たしておらず、管理責任ありと言われても仕方がないと答弁をしていますので、永野議員の個人情報の取扱いが、この条例第3条に違反すると市長は判断していることになると思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 9月会議での答弁と重複する部分もありますが、実施機関は個人情報保護条例第3条に規定された個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないと規定されております。このことから、実施機関である永野議員が事務分掌表を選挙事務所に保管し、結果として選挙活動に不正利用されたことは、この個人情報保護条例の実施機関に定められた責務は果たされなかったと判断しております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 責務が果たされなかったということは、違反だと判断しているということですか。そういう認識でよろしいですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そういう認識で結構だと思いますが、この実施機関に定められた責務、これ明確になっておりますので、その責務は果たされなかったと判断しております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。

では次に、この3条のほかに永野議員の条例違反に当たると市長が判断する条文があれば、その理由も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 各条文についての抵触している部分があるかどうかという、そういう質問ですか。

○10番（前田 晃君） 市長が、これは違反になるよと考えている条文を、理由もつけて説明をしてください。

○市長（泥谷光信君） この今回の質問項目をずっと見てまして、それに従って答弁して構いませんか。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 12条を先に。

○議長（細川博史君） 立ってお願いします。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 12条、ちょっと打合せのときに12条が執行部のほうは抵触する可能性があるよみたいな話を聞きましたので、まず12条からお話ししていただけますか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市条例第12条第1項には、実施機関は、個人情報 の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置くとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならないと規定し、第2号に、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損、その他の事故を防止することと規定しておりますので、永野議員の説明されている事務分掌表の保管状況を鑑みると、事故を防止するための措置がなされていたとは判断し難く、この条文の規定に抵触している可能性があるのではないかと考えております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。この12条については、では違反をしている可能性があるということですね。そういう認識でよろしいですね。市長。

じゃあ、12条のほかありませんかね。そのほかの規定が。抵触していると市長がお考えの条文はありますか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 考えられる範囲では、このところだと思っております。不適切な管理というところであります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） では、3条と12条が該当するというふうな認識だということよろしいですね。

じゃあ私のほうからちょっとお尋ねします。第6条です。第6条は取扱いの一般原則ということが書いています。実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって行わなければならないというふうに定められております。今回、永野議員は、職員録の目的の範囲を超えて、ただいま確認したとおり、市長もおっしゃいましたけれど、この条例の3条、12条に違反する、抵触する、適法じゃない取扱いをしてるわけですので、この6条にも違反しているというふうに評価できると思いますが、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 条例第6条は、実施機関が個人情報を取り扱う場合の一般原則とともに、取り扱ってはならない要配慮個人情報を定めたものと理解しておりますが、第1項については、個人情報を取り扱うに当たって業務の目的を達成するために、必要最小限の個人情報を取り扱うこと、その場合において適法かつ公平な手段によって行わなければならないことを規定したものでありますが、市から事務分掌表を、実施機関である議会の当時の議長に交付したことについては、実施機関同士の間における情報の提供であり、外部提供を原則禁じた条例第10条の規定にも該当せず、法や条例に違反するものではないというふうに考えております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長ね、私、市長から議長に渡したことを聞いているんじゃないですよ。永野議員が、市長からもらった個人情報を目的外利用してないですかということと、それから、その取扱いが法令違反じゃないですかということを知っています。市長のことを知っていますよ。全然答弁今違いますから。ちょっと答弁し直してください。市長のことを知っていますわけじゃありません。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 永野議員は不適切な管理、管理は不適切だったと思っておりますが、この目的外使用ということには、永野議員自身が目的外使用したということには当たらないと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 永野議員が目的外利用、使用したことにならないという認識なんですね。市長いいですね。はい分かりました。

では次です。10条についてお尋ねします。

先ほどちょっと市長、お話がありましたけれども、条例第10条、外部提供の制限というところでは、実施機関は個人情報について、実施機関以外のものへの提供（これを外部提供という）をしてはならないというふうに定めています。今回、永野議員は、個人情報を実施機関以外の者（選挙事務所・後援会）へ提供していますので、条例第10条に違反していると評価できると思いますが、市長の認識をお伺いします。市長が永野議員に渡したことを問うてるんじゃないですよ。永野議員が外部提供したことを問うてるんです。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 9月12日付の永野議員からの謝罪文によりますと、事務分掌表は私の事務所で保管しておりましたが、H氏が事務分掌表があるのに気づき、私に相談することもなく、職員に投票を依頼するショートメッセージサービスを送信していました。ちょっと中は省略させていただきますが、私が事務分掌表（職員名簿）を鍵のかかる引き出し等で厳重に保管していれば、このような事態は防ぐことができたものとあります。

このことから判断すると、条例第10条における外部提供の定義が関わってきますが、今回の事案における選挙事務所での保管が外部提供に当たるとは判断しておりませんが、適正な保管とは言い難い状況だったとは考えております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 外部提供には当たらないと考えるのは、永野議員ですか、市長ですか。もう一回確認してください、そこ。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは市の考え方です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。次の罰則規定とも関わりますので、この外部提供については。そこでちょっと触れさせていただきます。

そしたら、これまで保護に関わる規定です。罰則とは関係ないんですが、ここからは罰則規定、36条について確認したいと思います。

条例第36条罰則では、実施機関の職員もしくは職員であった者、または第15条2項に規定する者、これは市から業務委託をされてる業者、指定管理者等が、議会も含まれますよ、この職員の中に、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するというふうに定めております。今回の永野議員の個人情報の取扱いは、正当な理由がなく、選挙事務所に持ち出した個人情報、これを個人情報を提供したというふうに考えられますので、この条例36条に違反していると評価できるのではないかと私は思いますけれども、市長の認識をお伺いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今言われましたように、個人情報保護条例第36条の規定では、実施機関の職員もしくは職員であった者または第15条第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとありますが、先ほど申し上げましたように、適正な保管とは言い難い状況であったものの、この事案における選挙事務所での保管というのが外部提供に当たるとは判断しておりませんので、本事案が当該罰則規定に該当するとは考えておりません。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 外部提供には当たらないという認識だということでありました。

この個人情報保護条例を自治体がつくったときに、これは全国一斉にやっていますので、条例に関わる解釈、運用の基準というのをつくってるんですね。高知県でいうと県がつくっています。それに従って高知市がつくっています。ほかはちょっとようつくってないんじゃないかと。清水の総務課に聞きましても、それはないよという話でしたので。じゃあどうするかというときには、県のこの基準に準じてやるというのが通常じゃないでしょうか。それが普通の対応の仕方だと思いますけれども、この県の個人情報保護条例解釈運用基準というのが公開されています

ので、これを見てもみますと、こう書いています。ここでいう提供とは、実施機関が保有する個人情報に当該実施機関以外の者に提供すること。これはまさに提供ですよね。または、個人情報が第三者が利用できる状態に置くことを言いますと、これも提供に含まれるというふうに書いてるんですよ、解釈運用でね。提供というのは、与えるだけじゃなくて、第三者が利用できる状態の置くことも提供に当たるよと、そういうふうに解釈しますよということに、県の条例の基準にはなってるんです。また、例えば、システムの関係のあれですけど、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど、事実上、第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあります。そのまま放置しておいたら、分かっているながら放置しておいたら、不作為の提供になるということなんですよ。こういう解釈基準があります。この県の基準によりますと、個人情報が第三者が利用できる状態に置くことも提供に当たるというふうにしてるわけですから、今回、永野議員が選挙事務所に個人情報の職員録を保管していたとする状況は、不適切だったというふうに言われましたけれども、まさに第三者が利用できる状態に置いていたことになり、実際に支援者がそれを利用してショートメールを発信してるわけですね。この第三者が利用できる状態に置いていたということで、この36条の提供に当たるというふうを考えられますけれども、市長はどのようにお考えですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議員のただいま説明のありました、高知県個人情報保護条例解釈運用基準、これを確認させていただきました。

ここでいう提供とは、実施機関が保有する個人情報を、当該実施機関以外のものに提供すること、または、個人情報を第三者が利用できる状態に置くことをいいます。例えば、個人の秘密に属する事項が記録された公文書や光ディスク等の記録媒体を渡す場合のほか、パスワード等を第三者に渡して個人情報を管理しているシステムを直接操作させることや閲覧させることも含みます。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど、事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得ますとあります。

本事案における永野議員の事務分掌表の選挙事務所での保管状態が、罰則規定でいうところの提供に当たるのではないかというふうな御指摘ではありますが、高知県個人情報保護条例解釈運用基準の具体的な例示における提供とは、個人の秘密に属する事項が記録された公文書や光ディスク等の記録媒体を渡す場合、パスワード等を第三者に渡して個人情報を管理しているシステムを直接操作させることや閲覧させること、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど、事実上、第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得ますと示されており、いずれの場合でも、故意にその状況をつくり出すことを提供と定義してい

ると考えております。

そのため、事務分掌表を選挙事務所で保管していた議員のほうが、第三者に事務分掌表を閲覧させようとしていたというような故意が立証できなければ、選挙事務所での事務分掌表の保管状態が提供に該当すると判断することは難しいと考えております。

また、県条例の解釈運用基準であります。これは、稼働中のシステムを意図的に放置して、他人の操作に任せるなど、事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為による可能性もあることの例示であり、仮にこの基準が本市の条例にも適用できるものとしても、条例第36条を今回の事案について罰則規定を適用することは、類推解釈と判断しており、刑事罰、刑事事件の場合は類推解釈が禁止されておりますので、罰則規定の適用は困難であると判断しております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 故意が必要だと、それから、類推の適用は当てはまらない、これはできないというお話でありました。ただ、市長ね、今市長が上げた、長々とお話ししたのは、例えばの例として出されたものなんです。簡単です。デジタルのものが入ってこなくなると、職員録という個人情報を選挙事務所に放置されて、第三者が誰でも閲覧できる状態にしたということなんです。故意の証明が要るんだということであれば、それはまた検討せないかんけれども、その後の話ですよ。この状態というのは、どう考えても提供、不作為による提供にも当たるし、第三者が利用できる状態であることには間違いありません。デジタル機器やないと駄目だということじゃないんですから。もう一回きちっと精査してください。

それから、もう一つ、解釈運用基準によりますと、この条文では、正当な理由がある場合は該当しないということなんです。じゃあ正当な理由はどんな場合かということを書かれているのが第10号、本市で言えば2号各号について、その理由が該当すればいいよということのようです。2号を見ても四つあります。一つは、外部提供について本人の同意がある。外部提供について本人の同意、市職員400名の同意、ありませんよね。だからこれ駄目ですね。正当な理由になりません。二つ目、外部提供について、法令または他の条例に定めがある。選挙事務所に置いていいという条例なんかありませんよね、法令もないですよ。これも駄目。三つ目、市民の生命、健康、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。これ、市長が永野議員に渡したときの理由づけなんですけれども、緊急を要するとして選挙事務所に置くということも、これ該当しませんよね。四つ目、この三つ全部、3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聞いて実施機関が特に必要と認めると。審議会に諮って選挙事務所に置いたわけじゃありませんよね。だから、正当な理由もないんです。

36条の中にある正当な理由もないんですよね。かつ、提供している、第三者が利用できる状態にしているということなんです。

もう一回聞きます。私は明らかに条例第36条に違反していると思えると思っておりますけれども、再度市長の認識をお伺いしたい。提供の問題、それから、正当な理由、それに関わってもう一回答弁をお願いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 提供の問題につきましては、選挙事務所での事務分掌表の保管状態が提供に該当するかというふうな判断が重要になってくると思っておりますが、先ほど言いましたように、第三者に事務分掌表を閲覧させようとしていたというような故意が立証できないというふうに判断しております。

理由はですね、そういう立証できる証拠がないということでもありますので、この提供に該当する判断は難しい、繰り返しになりますがそういうふうに判断しております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 証拠がないと言いましたけれども、私が今お話ししたとおりですよ。この四つの、10条2号にそういう、例えば、1番やったら外部提供について、本人の同意があるときという、職員同意してないでしょう。選挙事務所にこの職員録を置くということを同意してないでしょう。これは明確な証拠じゃないですか。400人みんなが同意してますか、してないでしょう。これは調べればすぐ分かりますよ、そういうことはね。市長の認識は大体分かりました。だんだん時間ないなってますので、この第36条の違反は、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金という大変重い刑事責任、刑罰が科されることになってしますので、そうなると法的責任はもちろん、政治的な責任も問われることになるというふうに思います。永野議員はこれまでの説明の中で、御自身の個人情報の認識の甘さと職員録を選挙事務所に保管していたことの管理の不十分さは、さっき市長お話ありましたけれども、認めて、謝罪までしていますけれども、この個人情報保護条例違反については、認めることは今のところありません。人権擁護の観点から、罰則規定の適用については、もう本当に慎重に判断しなければならないというふうに私も思っておりますけれども、しかし、個人情報保護条例の一般的な解釈によりますと、やはりこの永野議員の取扱いというのは、36条に違反しているということは、私は誰の目にも明らかだと思います。そうなると、不利益を被った、一番被った市が、永野氏を告発して、その責任を問うべきだろうと思うんですけれども、9月会議でもお尋ねしました、

告訴の手続を取ることにについて、再度市長の御所見をお伺いしたいと思います。短くお願いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 刑事訴訟法第239条第2項に、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないとの規定がありますが、犯罪があると思料することの相当性が必要であり、今回の事案において、条例の罰則規定に違反しているという確たる証拠や根拠が明確であれば、同条同項により告発義務を負うことになると思われますが、そうとは判断できかねる場合には、判断性があると思料することの相当性の判断がつかかねるものとして、告発義務には該当しないものと考えております。

また、捜査機関ではない市が、犯罪があると思料することの相当性を判断できるのは、9月会議でも示されておりましたが、平塚市における事案のように明らかに管理する個人情報を持ち出した物理的な証拠が確保されているなど、市の側が証拠を確実に押さえている場合など、個人情報保護条例の罰則規定に該当する場合であると認識しております。加えて、市の調査が不十分である場合には、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求を求められることも考えられるため、告発に踏み切るのは困難であると考えております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 9月と変わっていないということですね。分かりました。

市長、これまで今回の問題の責任は、市長の側になくて、永野議員側にあるとする趣旨の答弁をこれまでできています。そうであるならば、市長は永野議員を告訴する以外に責任の所在を明らかにする方法は、私はないと思います。ここで市長が永野議員の責任を問えないようでは、個人情報の適正な利用確保のための、この個人情報保護条例の意味がなくなってしまう。市長には、市民の権利擁護のため、不正を許さない毅然とした対処を取るよう、強く要請しておきたいと思います。

最後です。市の個人情報の管理については、市長はこれまで個人情報不正に利用された事案はなく、適正に管理してきたと答弁しています。条例を遵守し、個人情報保護に努めてきた課長をはじめ市の職員については、私もそのとおりだというふうに思います。しかしながら、これまでの質問や聞き取りの中で見えてきたのは、どうやらこの問題が市長、副市長、元議長の3人、三角関係といったら妙なあれになりますのでトライアングルですね、そういうふうに言ってますけど、この間で秘密裏の個人情報のやり取り、事務分掌の交付が行われて、それが

図らずも発覚し、公になってしまったというのが事の真相ではないかと思います。このトライアングル、あえて仕業と言わせてもらいますけれども、それは、なぜそういうことを言うかという、職員録を所管しています総務課が、この件について経過を全く知らない。それがそのことを物語っていると思います。ですから、今回の問題は、市の職員が全く関係ないところで、個人情報への軽視と、そしてその保護を怠ったこのトライアングルの3人組が引き起こした不祥事だということだと私は思っています。そうすると、矛先が市長にも向きかねませんので、永野議員の管理責任を問う告訴をためらうのも、それはうなずけるかなというふうに思うんですけれども、市長にお尋ねします。このトライアングルのお三方は、市職員にも市民にも、そして議会にも、個人情報の不適切なやり取りで大変な迷惑をかけていると私は思います。これらの点、今、私が指摘したことについて、どう市長はお考えか、どう認識されているか、反論があれば言ってください。私はこんなふうに今感じ取ってますのでね。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただいま議員より、トライアングル3人組などと、まるで悪人扱いするようなニックネームを賜りました。非常に不愉快な思いをしているところであります。

前田議員は、私と副市長と当時の議長である永野議員の3者が結託して、何かを意図して今回の事案を発生させたのではないかという、そういう構図を描かれておられるようですが、そのようなことはありません。9月会議での一般質問での答弁、先ほど答弁させていただいた内容を御理解いただければ、そのような構図は存在しないと、御理解をいただける市民の方もおられると思いますが、そういう指摘は非常に残念であります。

端的に申し上げまして、今回の事案は、当時の議長から副市長が、危機管理上緊急を要する場合に限り利用する目的で交付要請を受け、市個人情報保護条例の各規定に照らして、交付対象と目的、交付内容ともに基準に抵触するものでないと私と副市長で判断し交付したものであります。この交付に関しては、当時も現在も何ら条例上の規定に反したものではないと考えております。

当の永野議員も事務分掌表の交付を受けたまでは、特に何か問題があったわけではないと考えておりますが、交付を受けた事務分掌表の管理方法が不適切であったがために、議員の説明に基づきますと、自分の知らないところで、第三者に事務分掌表を利用され、市職員の個人情報の漏えいと選挙活動への不正利用につながる事態を引き起こし、結果的に市条例上の規定に抵触することとなっているものであります。

このことにより、SMSを送信された職員や関係者の皆様に御迷惑をおかけしたことは、市

として真摯に受け止め、おわびを申し上げております。

しかしながら、何も私や副市長が、永野議員と何かの意図をもって不適切な行為を行っていたわけではありません。本事案の状況等から、様々なことを勝手に思い描くことはやむを得ないことかもしれませんが、このような議場において、予断と推測をもってトライアングル3人組などとレッテルを貼り、おとしめるような言動は、私は見識を疑います。

以上です。

○議長（細川博史君） 時間来ましたね。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私は、自分の思いを今語らせていただきました。市長は、トライアングル3人組が非常に不愉快だと感じたということでしたので、それは大変申し訳ないというふうに思います。私を感じたとおりお話しさせていただいたわけで、

○議長（細川博史君） もう前田議員、時間です。

○10番（前田 晃君） ちょっと弁明させてください。決して、市長を侮辱したというような、そんなつもりは全くありませんので、もし不愉快ということであれば、発言は撤回いたしますので、その文言については、そのことを最後に申し上げておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） おはようございます。新風会の弘田条です。今回もよろしくお願いたします。

初めに、今会議初日に市長から、ゼロカーボンシティ宣言がありました。大変うれしく思いました。

近年、世界規模で地球温暖化に起因するとされている大規模な自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が深刻な状態となっており、台風の巨大化や集中豪雨などによる甚大な被害が全国各地で発生している。

国においても、2020年10月に、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラルを表明、ゼロカーボンシティを表明している全国の自治

体は、11月30日時点で804自治体、高知県内では、高知県を含む11市町村が既に表明しており、幡多地域では、四万十市、宿毛市、黒潮町が表明し、三原村も12月会議で表明することです。また、大月町も来年3月に表明の予定であるとお聞きしております。これにより、幡多地区全体がゼロカーボンシティを表明することになってきました。大変喜ばしいことだと思っております。

本市は、直営の太陽光発電が2か所あり、大きく貢献しておりますが、市補助制度での外灯のLED化や、市施設のLED化など、様々な取組を行っていただいております。私もこの問題について、共に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は3点、人権行政について、防災コミュニティーセンターについて、そして、観光PRについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

最初、人権行政につきましては、じんけん課長、そして、教育長にお聞きしたいと思ひます。

まず、人権教育推進計画についてであります。令和4年4月1日に、この推進計画が制定され、人権問題である同和問題、女性、子供、高齢者、障害者など、課題の解決に向け取り組むことが大切であると考えております。この件につきまして、生涯学習課長、教育長に質問してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、この計画の背景についてであります。2020年12月に、人権を尊重する社会づくり行動計画を見直し、昨年の2021年3月には、土佐清水市人権を尊重する社会づくり行動計画2021を作成、このような経過の中で、土佐清水市における人権に関わる施策を総合的に推進することとなっておりますが、この計画策定の背景について、生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

本市では、全ての市民が1人の人間として尊重され、大切にされて、平和で潤いのある人権尊重のまちづくりを目指して、1998年に、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例を施行しました。

また、このような社会を具体的に実現するために、2000年に人権を尊重する社会づくり行動計画を策定し、以降、2012年、2021年と改訂を重ね、同和問題をはじめ身近な人権課題の解決に向けて取り組んできました。

1969年の同和对策事業特別措置法から継続して取り組まれてきた特別措置法が2002年に失効し、2016年に部落差別解消推進法が制定されるまでの14年間、この空

白期間は、これまで同和教育を軸に据え、積み重ねられてきた人権教育の実践や知見を忘却し、後退してきたことは、学校教育、社会教育、どちらにも当てはまる現状であると考えます。このような実情に鑑み、人権教育推進計画を策定するに至った次第です。

各新聞報道によると、グーグルは11月30日、運営するユーチューブで公開された被差別部落の地名をさらし、部落差別を助長する動画100本以上を削除したとの記事が掲載されました。この記事は、部落差別がいまだに存在し、高度情報化社会にあつてインターネット等を用いて手を変え、品を変え、差別を増殖させている実態が明らかにしています。このような差別を、教育の力で根絶させていかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 分かりました。特に、先日、高知新聞にもグーグルの件については掲載されていましたが、本当に差別があつてユーチューブで消されたということは本当に身近な問題だと考えております。

次に、この計画の目的について、生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

本計画は、一人一人が個性の違いや異なる互いの生き方を認め合い、自由で開かれた人権が尊重される地域社会を実現していくため、その基礎となる知識や態度を学び、人権を尊重する感覚や意識を育成することを目的としております。

そのためにも、就学前教育・学校教育・社会教育が連携・協議し、教育を受ける権利の保障、人権が尊重される教育、人権及び人権問題を理解する教育、人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育を進め、一人一人が個人として認められ、大切にされる社会を実現しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 次に、それぞれの取組をお聞きしたいと思っておりますが、まず最初に、保育所・幼稚園の取組について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

保育所・幼稚園の就学前教育の取組としましては、保育所・幼稚園では、友達との関わりの中で、仲間を大切に作る心豊かな子供を育て、体験や遊びを中心とする生活の場で、一人一人の子供に応じた支援が必要であり、地域や人との交流を通じて自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育む教育・保育を推進していくこと。人権を大切に教育・保育を実施するためには、保育士等が身近な人権課題について、正しい理解と認識を深め、自らが人権尊重の理念を理解していくことなどが求められます。

これを実現するためには、充実した研修等を継続的に行うことが必須であることから、土佐清水市では、研修・学習会・講演会等を通して、人権意識・人権感覚を高めています。

以上です。

○議長(細川博史君) 3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君発言席)

○3番(弘田 条君) 次に、小学校・中学校・高等学校の取組について、生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

小中高等学校の取組としましては、土佐清水市の人権教育は、同和問題をはじめ様々な人権問題について、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質を踏まえ、教育活動全体を通じて、各校で工夫を凝らし取組を進めてきました。しかしながら、これまで市内全校で共通した教材や、系統的な計画の下、実施されてこなかった弱さがあります。そのため、中学校入学後の生徒の認識にばらつきが見られ、有効かつ効果的な取組に、発展させるには至っていないのが、実情であります。

そこで、中学入学までの小学校段階での足並みをそろえた取組の実施と、中学入学後、さらには高等学校での発展的・有効的な取組ができるような計画、また、特別な支援を要する児童生徒や、弱い立場におかれている児童生徒が、生き生きと学校生活を送ることができるための取組も並行して継続的に行うことが必要であり、今後も、一人一人の人権が守られ、守るにはどうあるべきかを考えて人権教育を推進していきます。

また、清水高校は県立学校ではありますが、同じ市内に所在している学校であり、中高連絡

協議会などを通じて、人権教育の共通理解を図り、本計画を理解いただき、浸透させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。

引き続きまして、社会教育の取組について、生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

社会教育の取組としましては、次世代の担い手である子供たちが自己確立し、心豊かに成長するためには、保育所や学校だけでなく家庭・地域が連携し、社会全体で人間性を育む取組を推進していく必要があります。地域課題として、特に問題となっている少子高齢化、これに伴う核家族化の進行、地域連帯の希薄化、情報の氾濫等、社会環境が著しく変化してきており、子供たちと保護者・地域の人々が協働して地域行事や活動に取り組むなど、また、地域においても計画を率先して推進するためにも、リーダーの育成が必要不可欠となっており、共に学ぶ場所をつくり、明るく差別のない地域を目指して、一体となり取組を進めております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） この計画ができて、この計画の配布先、どんなところに配ったりとか、ただ、配るだけはいかんとか、やっぱりどう取り組んでいただくかということも大事だと考えておりますが、そういったことにつきまして、生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

200部発行し、小中学校に計84部、清水高校に6部、保育所・幼稚園に計57部、策定委員に計15部、じんけん課に計7部、教育委員会事務局に予備を含めて23部、市人教などの関係機関に計8部、教育長名の文書をつけ、配布しました。全教職員に1部ずつの配布とな

らなかったため、市のホームページの生涯学習課にPDFデータにしてダウンロードできるようにしています。

また、各教育現場では、この人権教育推進計画を基に具体的に取り組んでもらえよう、学校訪問などを通して実施状況の把握に努め、現場の支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 学校訪問をしたり、支援などもぜひ、やっぱりやっていくことが大事と考えております。よろしくお願いいたします。

進める方の意識が大事と考えております。これ結局、ただ配って頼んでもいかんと。やっぱり現場で指導していく人とか、そういう人たちが意識がないと進んでいけないと思っております。この件について、生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

まず第一に、議員御指摘の、現場でこの人権教育推進計画を進めていく人の意識が一番重要であると考えます。人権教育推進計画を策定することが目的ではなく、計画の進捗と管理、各分野・現場ごとに到達目標を教員や職員が知り、頭に入れて具体的に組みんでいくことが大切であると考えます。計画を絵に描いた餅にしては、断じてならないと考えます。

計画の進行管理に当たっては、年度中間でのヒアリングの実施や、年度末には、各部門で総括を行って、人権教育推進計画点検・検証委員会にて、その進捗状況の点検・検証を通じて確実な推進を図り、点検・検証には、その成果と課題を整理して、必要に応じて見直し、修正を行い、次への取組としていきます。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 今、西原課長が言ったように、ぜひそういった取組を続けてもらうことが大事と考えておりますから、ぜひ今の答弁のとおり、またこれからも頑張ってくださいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、教育長にお伺いしますが、この計画をどう推進していくのか、教育長からの答弁をお願いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

課長のほうも言いましたけど、グーグルが運営するユーチューブで公開された被差別部落の地名をさらし、部落差別を助長する動画100本以上を削除したという記事がありましたけど、私もこれちょっと見たことがあります。なかなかひどいというふうに思っています。これは、まさに部落差別がまだ存在し、インターネットを利用し、執拗に差別を続けている実態を証明しているんじゃないかというふうに考えています。このような差別は、教育の力で、できる限り根絶していくということが必要だろうというふうにも考えています。

この計画では、就学前教育・学校教育・社会教育、それぞれの分野に目標があつて、目標ごとに、その取り組みの項目・概要・到達目標があります。まず、各分野で現場ごとに、先ほどとも言いましたが、全職員が到達目標を頭に入れておく必要があると思います。計画点検・検証委員会を通じて、各担当者による年度途中のヒアリングによる進捗状況の確認と管理、必要に応じて現場へ助言やフィードバックしていくことも必要だというふうには考えています。年度末に検証委員会をもって、到達目標に照らし合わせた検証を行い、具体的に改善すべき点について協議し、次年度に生かせるらしいなというふうにも考えています。点検や検証委員会について、毎年開催することで、課題も改善してくだらうし、よりよい計画の推進にもなるうかと考えています。

2016年、部落差別解消推進法が制定されましたが、本校の学校教育においては部落問題学習が積極的に取り組まれてきたとは言いがたい現状があります。その原因としては、部落問題学習を受けていない教職員が多く存在しているという現状もあります。若い教職員については、本市の人権課題についての研修や地域のフィールドワークにより、地域の実情を把握し、学習していくことも必要だと考えています。これまでの同和教育の実践や地域教材から学んでいくことも重要なことだというふうにも考えています。幸いなことに、令和5年度末に新土佐清水市史が刊行されることとなりますので、その通史編・第8章に同和教育史が執筆され、中世から現代に至る部落史学習の内容、同和教育やその活動実践史、地域教材などが詳しく著されていますので、この新市史を教職員の研修とか授業に活用することは、これらの現状を打開する一つの策ではないかというふうにも考えてます。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 教育長、どうもありがとうございました。最初に、やっぱり教育の力でというところがあったので、本当に僕もそう思います。やっぱり教育の力というところでやっっていかれるのは、本当に基本的に僕もそう感じたんでよかったと思います。それから、様々な取組、チェックをしたり、そういったことを教育長自らも言ってくれましたので、ぜひそういった取組を進めていくことで推進、前進していくような形で頑張っていたいただきたいということで本当に答弁ありがとうございました。私も一緒に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、じんけん課長にお聞きしたいと思います。ツイッターの部落差別投稿の件でありまして、このツイッターにつきましては、インターネット上に土佐清水市の被差別部落の情報が投稿されております。幡多郡内のほとんどの被差別部落が投稿されておりまして、全国各地で投稿されているとのことであります。この件につきましては、高知県議会の9月議会で、2名の議員の方も質問を行っております。このツイッターを見てみますと、町並みとか建物、福祉センターなどの画像と、漢字を間違えて悪い印象を与えて差別を広げたりする行為。例えば、改良住宅を略して改住といいますけど、この改住を獣の漢字を使って怪獣という、そんな字が使われていまして、非常に残念な掲載になっているところなんですけども、僕はすぐに削除してもらいたいと思ってるんですけども、この件について、じんけん課長にお聞きします。

まず、1点目の土佐清水市について掲載されている状況を、じんけん課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

数年前より、全国の被差別部落の情報が、インターネット上にさらされるという状況が続いています。

投稿者は、全国の被差別部落を回り、住宅や個人宅の表札、車のナンバー、墓碑などを写真や動画で撮影し、ネット公開し続けています。人権啓発団体などと名乗り、研究や学術目的と装い、タイトルにも、啓発、学術などと記載していますが、情報を公開することで差別を拡散しようとする悪質なもので、実際に、この影響を受け、別の者が同様の行為、インターネット上で被差別部落を公開するという状況が発生します。

その影響を受けた者が、ツイッター上に高知県下の情報を投稿しており、その地区は、悪名高いとか、犯罪者が多いとかいった情報等も記載され、誤った認識を抱かせるような内容にもなっています。

4月からは、土佐清水市内の情報も投稿されるようになりました。その内容については、市内の福祉センターや地区内の写真とともに、これまでの部落差別解消の取組を否定したり、やゆする内容の記事が掲載されています。土佐清水市の情報は、これまでに3者により、8回の投稿が行われていますが、これらの情報は今も削除されず、そのまま残り、別の情報が新たに投稿されるという状況が続いております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 分かりました。8回の投稿もされちよるといふことで、大変残念ですし、そのまま残っていることが残念なことなんです。

次に、この情報公開されてることについての所見について、じんけん課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

インターネット上で被差別部落の情報を公開するといった行為は、不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的に、意図的に情報を掲示するものであり、極めて悪質で、人権侵害へとつながる重大な問題であります。動画などでさらされた地域に住む人たちは、不安や恐怖を覚え、平穏に安心して生きる権利が脅かされ続けています。

こういった情報を不特定多数の者が見られるインターネット上で公開することは、差別を扇動し、基本的人権の尊重を無視する行為であり、人権擁護上、決して許されないものであると認識しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 次に、削除の要請についてであります。このような状況、ことが起きれば、すぐにインターネットから消していただきたいと考えていますが、この対応や削除の申請について、じんけん課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

これまでのインターネットへの投稿については、法務局への通報とともに直接ウェブサイトの管理者に対し、違反の報告や削除要請を行っています。

法務局人権擁護局も、丸々地区は同和地区であったなどと指摘する同和地区に関する識別情報の摘示は、目的のいかんを問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請などの措置の対象とすべきものであるとの方針を示していますが、ネット上の誹謗中傷など被害者を迅速に救済するプロバイダー責任制限法では、自己の権利を侵害されたとする者から申し出があった際のウェブサイト管理者などプロバイダーによる送信防止措置の手続を定めているものの、情報の削除を義務づける法律ではなく、情報の削除は、最終的にウェブサイト管理者などプロバイダーの判断となっています。

今回の情報掲示に係るウェブサイト管理者は、自治体からの削除要請に対し、違法でなければ削除しないと回答しており、要請には応じていません。

このように、ウェブサイトの管理者に対する削除要請は、法的強制力がないため、いまだに削除されず、情報が残る状態が継続しています。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 高知県議会議員の質問された1人の方にもお話しする機会がありまして、お聞きしました。今の課長と同じことでして、結論はプロバイダーが削除せんということでもありますから、グーグルは削除したんですよね。ですから、やっぱりそういったニュースもありますので、今後、またそういった動きもあるのかなというふうには思っていますが、ぜひ削除について検討もしてもらいたいと思っていますところでは。

最後に、削除されないままになっておりますので、今後、この状態の中でどう対応していくか、じんけん課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

部落差別について正しい知識を持たずにこれらの情報を閲覧すると、多くの人が支持しているといったことや検索サイトの上位に表示されていることなどを理由に正しい知識と思込み、同和地区出身者に対する偏見をうのみにしたり、誤った情報を安易に広げていくことになり、結果的に部落差別に加担してしまうおそれがあります。

インターネット上では、一度掲載された情報はすぐに広まり、後にその書き込みが削除されたとしても、既に複数のサイトに転載されていることが多く、被害の回復が相当困難になります。こういったことを一人一人が自覚し、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについての理解を深められるような取組が必要と考えます。

そのため、差別や偏見・デマ情報をうのみにしないよう、同和問題について正しく理解できる教育啓発活動の充実強化に努めるとともに、学校や警察、関係機関などと連携し、情報モラル・情報リテラシーの向上につながるような講座などの開催の検討を行います。

また、情報が公開されたことにより、不安や恐怖を覚えたり、被害に遭われた方々のために、身近なところで相談できる場の設定や、専門家による相談体制の充実強化として弁護士や人権擁護委員につなげることも検討する必要があると考えています。

こういった取組と合わせ、部落差別を扇動するような情報をいち早く発見し、閲覧・拡散を防止できるよう、インターネット上のモニタリングを継続して実施するとともに、これまで削除要請に応じていなかったウェブサイト管理者のうち1社が、つい最近、要請を受け入れ、削除したことなども踏まえ、法務局・高知県・関係市町村と連携・情報共有しながら粘り強く削除要請・違反の報告を行っていきます。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。じんけん課長につきましては、これからもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

次に、危機管理課長への質問になります。防災コミュニティーセンターについてであります。

土佐清水市に防災コミュニティーセンターが3か所建設されまして五、六年たちました。私の斧積では、三崎地区防災コミュニティーセンターとして、通常は区長場として利用させていただき、大変感謝しております。

3か所の利用状況や、市民から相談を受けたことについて、危機管理課長に質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、施設の位置づけについてであります。この施設について、条例に設置条例で定められているところではありますが、この施設について、どのように利用されるのか、危機管理課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) お答えします。

土佐清水市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の第1条に設置の目的を定めており、その目的は、災害発生時における地域の防災活動の拠点及び避難施設とするとともに、地域住民のコミュニティー活動の推進を図るとしております。

○議長(細川博史君) 3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君発言席)

○3番(弘田 条君) 次に、施設の設備や備品についてであります。もちろん、施設には災害を想定しての発電機など、備蓄した食料品などがあると思いますが、どのようなものがあるのか、危機管理課長にお聞きいたします。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) お答えします。

市の備蓄品は、南海トラフ地震・津波を想定した避難所22施設のうち16施設に分散備蓄しておりますが、三崎地区防災コミュニティーセンターには、三崎地区の被災者を想定した避難所運営資材などを備蓄しております。具体的にはLPガス発電機やサバイバルフーズやアルファ化米3,730食など、食料・水、簡易ベッドなどの生活用品、エコ食器などの炊き出し用品、簡易トイレや石けんなどの衛生用品など、全60品目の備蓄をしております。

○議長(細川博史君) 3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君発言席)

○3番(弘田 条君) ありがとうございます。

あとは、避難時の利用についてでありまして、斧積は自主避難という形で、高齢者の女性の方たちがここ数年は3人が自主避難をしてくるようになっております。斧積の三崎地区防災コミュニティーセンター以外で利用はありますか。また、今後、自主避難という形でほかのコミュニティーセンターでも利用は可能でしょうか、危機管理課長にお聞きいたします。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) お答えいたします。

土佐清水市地域防災計画には、台風接近など風水害を想定した避難所を三崎地区防災コミュニティーセンターを含め、32施設設定しております。

台風接近が予想されるなどした場合は、市では災害対策本部を立ち上げ、警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、各市民センターと中央公民館を避難所として職員も派遣し、開設することとしております。その後、被害の可能性が大きい場合に順次開設する避難所を決定します。

避難情報である高齢者等避難の発令は、避難に時間のかかる高齢者等やそれ以外の人も危険を感じたら自主的に避難するタイミングで、余裕を持って避難できるうちに、基本的には市で開設した避難所に避難していただきたいですが、特に南海トラフ地震・津波を考えれば、市の職員が避難所を開設することはできず、地区で避難所運営していただかなければなりませんので、自主避難の受入先として地区などが避難所運営をしていただければ、利用していただくのは可能だと考えます。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 要は自主避難でコミュニティーセンターとかということは可能であるけども、やはり地区の受入体制といいましょうか、鍵であったり、誰が受け入れするとか、そんなこともあろうと思いますので、その地区の体制もなければ使用することはできないということもありますから、これは、その地区でどうするか、できればやってほしいということがありますし、相談を受けた人は、ある80歳の方が利用したかったけど、実際にはなかなか利用には至らなかったというようなこともあったので、ちょっと質問させてもらったんですけども、繰り返しになりますけども、やっぱり地区での受入れとか、そういったところは地区で協議していただいて、そして、受入れをしていく形のほうがいいのではないかと考えてますから、また、そういったことで説明もしてまいりたいと思っています。ありがとうございました。

それから、最後に、通常時の利用についてということですが、避難の際にも日頃から利用していたほうが良いと思います。それから、また、地域のコミュニティーの場所として使ってもらったらいいと思いますが、この件について、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 吉永敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

最初にもお答えしましたが、防災コミュニティーセンターの設置目的に、地域住民のコミュニティー活動の推進を図るとありますので、地区で利用方法を考えていただき、ふだんから活用し、慣れ親しむことで、いざというときに行きやすい避難所としていただけたらと考えます。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） よく分かりました。そういったことで、ぜひ利用していただくような形で、私も説明をしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

最後に、商工観光課長と市長にお伺いいたします。

観光PRについてであります。特に竜串地区でSATOUMIやビジターセンター、爪白キャンプ場などを整備されて、ここ数年、数多くの観光客が訪れてくるようになりました。以前に、尾崎前知事が話していましたが、竜串や足摺に観光客が来るということは、高知県全体の観光客が増えると言っていました、そのとおりだと思っております。これからも引き続き多くの観光客に来てもらうため観光PRを絶え間なく進めてほしいと考えています。

まず、1点目としまして、観光PRについて観光商工課長にお聞きしますが、過去5年間の観光PRにつきまして、特にソフト面につきまして、観光商工課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

主な事業について、年度ごとに決算額をお答えさせていただきます。

まず、平成30年度は、足摺岬、竜串観光案内所を拠点として観光スポットを案内する観光ガイド事業として、80万3,000円。観光商談会キャラバンやジョン万ウオークなどイベントの開催、旅行券事業など、観光客誘客促進事業として、2,437万8,000円。ジョン万デニムの製作や、ジョン万次郎にまつわるゴールドラッシュやジーンズに関する特別企画展開催事業として、533万6,000円などの事業を実施しております。

次に、令和元年度は、観光商談会キャラバン、グレ釣りダービーなどイベント開催、関西地方での観光物産展開催、旅行券事業など、観光客誘客促進事業として、1,151万1,000円。ジョン万デニムプロジェクト事業として、110万円。体験コンテンツのPR動画作成、団体客モニターキャンプの実施、体験型コンテンツ周遊スランプラリーなど、体験型観光強化事業として、593万2,000円。

次に、令和2年度はコロナ感染症拡大により多くの事業が中止となりましたが、その中で、宿泊料金を補助するジョン万満喫クーポン事業費として、3,544万円。観光ガイドブックのリニューアルやフォトコンテストを開催するなど、体験型観光強化事業として、899万2,000円。SATOUMIのオープンに合わせた特別番組の制作、観光スポットなどのプロモーションビデオ動画制作など、広告宣伝事業として、862万9,000円。

次に、令和3年度もコロナ感染症に大きく左右されましたが、観光商談会、ジョン万クリスマスナイトなどイベントの開催、物産展の開催など、観光客誘客促進事業として、100万

3,000円。宿泊料金を補助するジョン万満喫クーポン事業費として、930万6,000円。テレビ高知とBSTBS合同制作番組の参加や、SATOUMIとコラボした番組の制作、インフルエンサーの招聘など、広告宣伝事業として、880万6,000円。

次に、令和4年度は、現在進行中の予算額にもなりますが、観光商談会やイベント開催、物産展の開催など、観光観光客誘客促進事業として、実施済額は291万8,000円、その他、今後、足摺椿まつりやジョン万ウオーキング大会などの開催があります。宿泊料金を補助するジョン万満喫クーポン事業費として、3,500万円。足摺宇和海国立公園50周年記念イベント事業として、309万7,000円。RKCの番組誘致事業として、330万円などが主な事業費となります。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 決算額を金額を言うだけでなく、いろいろな具体的な中身、そういった金額を分かりましたし、様々な取組をしていることはよく分かりました。私も職員の中には、大阪のせんちゅうパルで観光物産展をやったりということも思い出しながら聞いておりました。ありがとうございました。

次に、観光PRの内容についてであります。いろいろなパンフレットをはじめ様々なPRを展開していると思います。どのようなものがあるか、観光商工課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） 先ほどお答えしました事業実績額は、各年度において実施したPR事業のうち、金額が大きい、あるいは新規事業など主立った事業についてお答えいたしました。

次に、それらPR事業の内容はとの御質問にお答えいたします。こちらも特に主な事業を抜粋して申し上げます。

まず、観光ガイド事業についてです。土佐清水市観光ボランティア会が、足摺岬、竜串の両観光案内所において、観光スポットの説明や順路案内を対面で行う、あるいは申込みをいただいた方には同行した御案内をしており、本市をPRする事業の一つとして、必要経費の一部を補助しております。これは毎年継続的に行っております。

次に、平成30年度に実施した事業について申し上げます。観光客誘客促進事業は、宿泊を伴うジョン万ウオーキング大会やグレ釣りダービーなどのイベント開催、旅行会社が一堂に集

まり、東京会場など全国6会場で開催される観光商談会へ参加し、本市のPRを行いました。また、市内の観光スポットを紹介する周遊スタンプラリーを実施、約250人が参加され、約3,850の飲食店や観光施設への事業所を訪れた結果となっております。そのほか、オリジナルのジョン万デニムを制作、120本を特別販売いたしました。多くのマスコミにも取り上げられたことから、わずか4日間で完売、大変大きなPR効果があったと思っております。

令和元年度におきましては、高知県自然体験キャンペーンと連動し、16種類の体験コンテンツのPR動画を制作、ユーチューブにアップしたほか、ジョン万資料館や竜串ビジターセンターで配信しております。また、竜串エリア再開発に合わせ、竜串エリアを一体的にPRするパンフレットとして、日本語、英語、繁体字版を作成し、広くPRいたしました。

令和2年度におきましては、観光ガイドブックをリニューアル、日本語、英語、韓国語、繁体字、簡体字の5か国語を作成しました。また、SATOUMIのオープンに合わせ、高知県観光開発公社・大月町との合同で特別番組を制作し、県内はもとより、中国・四国地方においても広く放映いたしました。

令和3年度におきましては、県観光開発公社と連携、テレビ番組、和牛のA4ランクを召し上がれを誘致し、高知放送をはじめ、南海放送、広島テレビで放映いたしました。また、人気が高いインフルエンサー2名を招聘し、インスタグラムでの配信を行いました。

令和4年度今年度におきましては、足摺宇和海国立公園50周年を記念した、こうちのうまいもんフェアを開催、国立公園に属する市や町を中心としてチラシの折り込みやポスター掲示などを行うなど情報を発信いたしました。また、RKC放送番組、劇団ひとりとビビる大木の爆旅～俺たちは高知が好きだ～を誘致、来年3月には放映される予定となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） いろいろと取組していただいておりますし、これからもずっと続けていってほしいと思っております。

最後に、これからの展望についてであります。以前の一般質問でも発言させていただきましたが、自然や施設を見てもらうことのほかに、訪れる方が目的意識を持って来てもらうことも大切であると思っております。

自然や地形、地質などの学習であったり、体験メニューづくりをはじめ修学旅行や遠足、そして、大会とかイベントなども開催し、観光魅力をPRすることも大切だと考えております。もちろん、今までも多くの取組も行ってきたと思いますが、今後、どう推進していくのか、観光商工課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） 訪れる人が目的を持って来ていただける修学旅行や遠足の誘致に取り組んではとの御提言をいただきました。

本市における修学旅行受入れに関する状況を少し説明させていただきます。昨年、修学旅行で訪れた学校数は19校でありました。これは学校数で見ますと、平成に入って以降、最高の数であります。そのほかにも宿泊をしない遠足の学校も多くありました。県内、四国内の学校が多かったようですが、感染が少なかった安心感とSATOUMIのオープンの効果があったものと思われまます。SATOUMIを中心として、グラスボートと見残し海岸の散策や、桜浜でビーチコーミング、海のギャラリーでのキャンドル作り体験、竜串地区での昼食といった、今まであまりなかった修学旅行コースでありました。私も数回直接様子を見に行きましたが、観光ボランティアガイドによる見残しの奇岩が作られた歴史などにとっても興味を持って聞いており、本市での新たな修学旅行スタイルではないかと心強く感じたことでした。修学旅行の誘致は、主に幡多広域観光協議会として取り組んでおりまして、近年はSDGsを意識した新しいプログラムを造成し、商談会への参加など、教育旅行のセールスを進めておりますが、今後も継続してまいります。

本市は、昨年、念願の日本ジオパークに認定されました。また、今年は足摺宇和海国立公園に指定されて50周年を迎えました。これらは言うまでもなく、土佐清水には豊かな自然が育まれ、守られ、残され、そして次につなごうと活動している人たちがいるからだと思っております。修学旅行や遠足は、自然の成り立ちや地質などの学習、そして、それを守る活動も含めて生かせるものだと思いますので、今後も継続して取り組んでまいります。

また、先ほど御説明いたしましたように、これまでも様々な形での情報発信を行ってまいりましたが、これからも時代に沿った手段を見極めつつ、まずは土佐清水を認知してもらえようような情報発信を進め、自然を見たい、体感したいという観光客の方々に選ばれる観光地を目指してまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。特に修学旅行について、19校あったということで、そんなに見かけることがなかったので、あんまり来てないのかなと思ってたら、結構来ていただいているということで、特にこの土佐清水市は健全な場所でもありまして、宿泊もし

ていただいているようなことで、ぜひまた来ていただいて、また、帰ってもPRもしてもらいたいなと思いながら聞いておりました。ありがとうございました。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。これ課長と同じ質問ですけども、今後どう進めていくか、泥谷市長にもお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 観光商工課長が詳しい答弁がありましたので、簡潔に答弁させていただきますが、これまで豊かな自然に加えまして、やはり人々の営み、文化こういった財産があります。これに加えて、それを踏まえながら観光で発展した歴史、こういったものも大事にしたいと思っておりますし、間もなく70周年も迎えますので、こういった貴重な財産を今後も継承しながら、そして、さらに観光素材として磨き上げ、先ほど課長も言いましたが、SDGsとかゼロカーボンとか、そういった新しい時代の取組と連動していきまして、広く情報を発信し、ここで立ち止まることなく進化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございました。泥谷市長を先頭に頑張ってもらえればと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、午食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

1番、新谷英生君

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 皆さん、こんにちは。会派希望の新谷英生です。議員になりまして4か月がたちました。まだ慣れないことばかりですが、また質問よろしくお願ひいたします。

まず、先月、ジョン万祭りや足摺宇和海国立公園50周年の記念式典などが開催されました。市民、市職員、関係団体の皆さんが清水を盛り上げようとする姿や、清水に来てくれた方をおもてなししようとする姿にとっても感動いたしました。この場を借りて、市職員や関係者の皆様

にお疲れさまと感謝を伝えたいと思います。私もその土佐清水の元気づくり、活気づくりの一端を担えるように、職務に励んでまいります。

今回の質問では、光回線整備のその後、保育園留学、青年団、土佐清水市史の4点をお尋ねさせていただきます。

それでは、通告に従って、質問に移らせていただきます。

光回線整備のその後についてです。令和4年度6月議会にて、武政議員が一般質問でもお聞きしていましたが、光ファイバー整備事業についてです。

総務課長へお尋ねいたします。まず初めに、光ファイバー事業の予算総額、内訳、工期等をお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

本市における光ファイバー整備は、NTT西日本が民設民営にて実施したもので、もともとNTT西日本が保有する市内の7か所、下ノ加江、以布利、窪津、足摺岬、中ノ浜、下川口、貝ノ川の通信局舎、それぞれを起点として、光回線を敷設したものであります。

事業は、平成30年度から着手し、令和4年1月に整備計画にありました7か所の通信局舎の整備を完了いたしました。事業費につきましては、国がNTT西日本に直接交付した補助金を除いた予算総額が、5億5,506万8,000円。うち、第1期下ノ加江局舎の整備は、平成30年11月から令和元年10月にかけて行われ、事業費は1億7,170万円。第2期以布利、中ノ浜局舎の整備は、令和元年6月から令和2年6月に整備され、事業費は1億3,750万円。第3期・第4期の窪津、足摺岬、下川口、貝ノ川局舎の整備は、令和3年2月から令和4年2月に行われ、2億4,586万8,000円の事業費となっております。この事業には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、7,156万1,000円、県の補助金が3,092万円交付されております。

なお、市の一般財源相当分には過疎債を充当し、7割が交付税措置されることとなっております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 続けて総務課長にお尋ねします。光回線を使つての事業を展開する市内業者の数をお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

光回線を利用する事業者数の把握はできておりませんので、今回の事業で整備を行った地域の局舎ごとの契約者数でお答えいたします。

令和4年11月末現在、下ノ加江222件、以布利142件、窪津77件、足摺岬127件、中ノ浜86件、下川口78件、貝ノ川31件となっており、契約者数の総計は763件となっております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。非常にたくさんの皆さんが光回線を使われていることが分かりましてありがとうございます。

6月の武政議員の質問でもお答えしていただいたところがありましたが、6月議会から半年が経過しております。未整備地区への対応についてお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

整備困難地域の方に対しましては、携帯電話の通信回線を使用してインターネット回線に接続する小型の通信端末モバイルルーターの購入補助制度を、補助額の上限を7万円とし設けております。

また、対象地域の方が自ら光回線を敷設する場合に要する費用についても補助対象とするよう、今年6月1日から適用することとし、要綱を改正したところであります。補助金の上限につきましては、モバイルルーター購入と同額の7万円としております。

この補助制度を設けてからの3か年で、利用実績は11件あり、そのうち、モバイルルーターの購入が9件、光回線を自ら敷設したものが2件となっております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。現代の社会では、ネット環境というのは、電気・水道・ガスと同様に必要不可欠なインフラ整備となってきています。今や大多数の国民がスマートフォンをはじめパソコンやタブレットといったデジタル機器なしではいられない生活、

暮らしとなっております。

それらを踏まえて、観光商工課長へお尋ねいたします。今後、光回線を使っただけの本市の取組をお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

観光地へのフリーW i - F i ポイントの設置につきましては、今年度の当初予算で計上して対応を進めているところです。

竜串エリアにおきましては、竜串観光案内所には既に設置しておりまして、10月より利用可能となっております。足摺岬案内所のほうも現在作業を進めておりまして、3月には利用可能となります。また、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドのキャンプサイトエリアでの受信が弱く、キャンプ利用者の皆さんが不便だとの話を聞きましたので、9月補正で予算を認めていただいたところです。現在、工事に着手しておりまして、こちらも3月には使用可能となります。

新谷議員がおっしゃるように、現代社会においてネット環境は必要不可欠なインフラとなっております。今後も、インバウンドを含め、観光客の誘客促進に取り組んでいくため、ネット環境の充実が重要であります。

足摺岬にある公的施設ジョン万足湯にも、来年度予算、もしくはできるだけ早く対応できるように進めております。あわせて、本市に来られた観光客の方が、タイムリーな本市の情報が得られるよう、情報発信の内容や体制の充実にも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。やはり清水にはたくさんの観光客が訪れると思いますので、観光スポット等にW i - F i の機能が整備されることというのは、本市を訪れる多くの人に快適に過ごしてもらえenと思いますので、ぜひまた進めていっていただけたらと思います。

市長にお尋ねいたします。整備された光回線を本市に対して今後どう生かしていくべきか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 新谷議員は、契約者数が多いというふうな指摘がありましたが、私は

そうは思っておりません。総事業費が5億5,000万円、そのうち763件の契約者数というのは、まだまだ少ないというふうに考えております。

今お話があったように、光ファイバー回線の整備による超高速ブロードバンドサービスは、現在においては、社会生活インフラの一つとなっております。市民の利便性向上はもとより、教育及び産業分野においても、地域間の情報格差を是正し、地域の活性化を図っていく上で、重要かつ必要不可欠なものとなっていることから、引き続いて最大限活用してまいりたいと思っております。

具体的には、移住促進や情報通信技術を活用したサテライトオフィスやテレワークなどによる地域の活性化をはじめ、地震や豪雨災害発生時の通信手段を確保した例というのも報告されておりますので、危機管理分野での活用も研究してまいりたいと思っております。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。まだまだ少ないということでしょうか、なるほどです。ありがとうございます。また今後、整備された光回線をうまく活用できるように進めていってもらえたらと思います。ありがとうございます。危機管理の目線も確かにほんまにそうやなと思いますので、ぜひありがとうございます。

続きまして、保育園留学についてです。

保育園留学というのは、北海道厚沢部町という3,500名ほどの過疎化が進む小さなまちで行われている新しい留学の形の取組が、先日、全国ニュースで放送されておりました。大まかに説明いたしますと、地域社会と子育て家族をつなぎ、未来をつくるワーケーションプログラムという、今あるものがそれぞれ独立して、あるプログラムを組み合わせ、地域資源が新たな価値となるというものです。

子供さんにとっては、幼少期のうちに大自然に触れ、健やかに育つ環境を、御両親には、働きながら、子育てをしながら、田舎暮らしを体験しながらと、多様な選択肢を。過疎地域には、子育て家族を招き、地域経済に貢献をもたらすといった、それぞれが一体に取り組むことで、子供、家族、地域にとって今までにない関係をつくり出せる新しい未来の形が取り組まれているという保育園留学。それに関連してお尋ねいたします。

企画財政課長へお聞きいたします。現在、移住者はどういった人たちが本市へ来ているのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市へ移住された方の傾向といたしましては、主な年代については、20代から40代の方が多く、本市出身以外のいわゆるUターンではなくIターンの方が多数を占めておりまして、自然豊かな環境の中でゆったりとした時間を過ごしたいという理由で、本市に移住される方が多い傾向にあります。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。
（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

そのうち、移住者で未就学児がいる家族はどれだけいるか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。
（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 過去3年間で移住者された世帯のうち、6歳未満の未就学児がいた世帯数、それと、未就学児の人数をお答えさせていただきます。まず、令和元年度は34世帯のうち、未就学児がいた世帯は6世帯、そのうち未就学児は8人。令和2年度は32世帯のうち2世帯で、そのうち未就学児は3人。令和3年度は44世帯のうち2世帯で、そのうち未就学児は4人というふうになっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。
（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。移住の取組が、少しずつですけど、移住者が増えているのはありがたいことです。ありがとうございます。

続いて、本市のワーケーション事業について、観光商工課長にお尋ねいたします。現在の本市のワーケーション事業の取組は、どのようなことをされているのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。
（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

令和2年度、環境省により、ワーケーション事業を積極的に進めるための補助金制度が創設されましたので、その補助金を活用して事業に取り組んできました。

具体的に申し上げますと、宿泊施設で2施設が施設内でワーク、仕事ができる環境整備、具体的には、個室内に仕事用の机と椅子を設置する。あるいは、玄関エントランスでパソコンができるスペースを設置する。それと、Wi-Fi環境を強化するなどを行いました。また、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドでは、住箱エリアにおけるWi-Fiの整備と、例え

ば、会社など一つの会社で複数人でワークができるような備品の整備もいたしました。そのほかにも、竜串の観光施設にワーク、仕事ができる机と椅子の設置と、W i - F i 環境も整えております。これらの整備の後、観光協会の主催でワーケーションのモニターツアーを実施し、本市におけるワーケーションの在り方や課題についても検証いたしました。また、同時期、高知県においてもモニターツアーを実施されましたので、本市も行程に入れていただき、食や遊びでのメニュー造成に取り組んできたところです。

以上です。

○議長（細川博史君） 1 番、新谷英生君。

（1 番 新谷英生君発言席）

○1 番（新谷英生君） 民間施設や竜串の観光施設等にも整備をされて、県と一緒にというのはとてもいいと思います。

続けて、観光商工課長にお尋ねします。市内ワーケーションができる施設の数は、どこにどれだけありますでしょうか。お願いします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたが、環境整備をした施設は4施設ですが、そのほかにも宿泊施設改修事業補助金を活用しまして、ワーケーションを意識しての個室改修を行った事業者が1施設あります。

その当時は、足摺岬エリアに光回線がなかったことから、リモート会議を行うには困難な状況で、積極的に進めることができませんでした。その後、先ほど総務課長から御答弁されましたが、今年初めに光回線整備工事が足摺岬でも完了したことから、多くの宿泊施設においてもW i - F i 環境整備に取りかかっているところです。

今後は足摺岬エリアの宿泊施設においても、ワーケーションが積極的に取り組んでいけると思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1 番、新谷英生君。

（1 番 新谷英生君発言席）

○1 番（新谷英生君） 先ほどの光回線整備からのいい流れができています。ありがとうございます。

続いて、預かり保育について、こども未来課長へお尋ねいたします。現在、預かり保育ができる保育園は。また、その利用状況をお聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、一時預かり保育を実施している保育園は、市立はきらら清水保育園と下ノ加江保育園の2園、私立はしみず幼稚園の1園、計3園となっております。

利用状況につきましては、令和2年度、3年度の実績と令和4年度11月末現在の延べ人数でお答えさせていただきます。

まず、きらら清水保育園は、令和2年度94名、令和3年度213名、令和4年度39名。下ノ加江保育園は、令和2年度40名、令和3年度0、令和4年度0。しみず幼稚園は、令和2年度852名、令和3年度468名、令和4年度381名となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） しみず幼稚園がなかなか数がすごく多いみたいで、ありがとうございます。預かり保育は年度によってとても変動があるようですけれども、利用される人に対して十分な受皿になり得る体制があることも分かりました。

続けて、こども未来課長へお尋ねします。どういった人が利用し、どんな意見をお聞きしているか、お願いいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

利用される方につきましては、就労、家庭の事情、育児疲れの解消、里帰り出産で一時的に兄弟を預けたいなどが主な理由で、一時保育を利用されております。

利用された方からは、急な用事ができたときなど、いつでも利用できるのを助かっているとの意見を頂いております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。預かり保育を利用するときの手続、流れをあわせてお聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

一時預かり保育を利用する場合、事前に一時預かり保育を行っている園に対し、直接申請を行います。申請後、初回の預かり日の前日までに園と保護者で面談を行い、持参物やアレルギー等子供の状態の確認をし、一時預かり保育の実施となります。２回目以降は、利用される方が希望する日を園に連絡をして、一時預かり保育を実施していきます。

以上です。

○議長（細川博史君） １番、新谷英生君。

（１番 新谷英生君発言席）

○１番（新谷英生君） ありがとうございます。私も子供が小さい頃に預かり保育を利用したことがあります。最初の面談とかだけちょっと緊張したりしたことでしたが、２回目以降は簡単に利用することができましたし、今も簡単に利用ができるということが分かりました。

企画財政課長、観光商工課長、こども未来課長のそれぞれの答弁、ありがとうございました。答弁のとおり、本市はもう既に保育園留学の実施ができる土台が既にあります。

北海道厚沢部町で保育園留学を利用された方々の意見からは、預かってくれる保育園が楽しくて仕方がなかった。私たち夫婦には、地元に戻っても親戚がいない。でも、子供には祖父母の家で虫取りや川遊びといった体験をしてほしかったので、第２のふるさとと出会った。ふだん都心の保育園で見る子供の姿より、広い園庭で走り回る娘の姿に感動したといった声があり、フェイスブックやツイッターなどのSNSにて、子育てコミュニティーやママ友同士で拡散されて、都市圏の教育熱心な層を中心に大きな話題になったそうです。また、保育園留学をされる親の多くは、２０代から３０代のSNSを使いこなす世代でもあります。

本市において、この事業が採用されれば、北海道厚沢部町以上の豊かな海、山、川の絶景、おいしい魚をはじめとする食、そして何より人情あふれる人懐っこさ、それらが土佐清水にはあります。それらを全面に味わってもらうことで、本市の熱烈なファンが、この保育園留学を通じて全国数多くに生まれることが容易に想像ができます。さらに、そのファンたちが本市を、SNSで土佐清水市を全国に発信する。市民にとっても全国からの子育て世代を受け入れることで、まち全体に活気や雰囲気よくなったり、保育士さんのふだんの仕事のやりがいが上がったり、その関係人口の増加が、また新たな文化や産業を本市にもたらしてくれる。そして、それがまた大きな話題となって発信されるといった大きな伸び代、可能性を感じる事業と思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。保育園留学の取組を本市でもぜひ採用してはどうか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) これは保育園留学というのは、業者からの提案だと思うんですが、執行部それぞれ、光ファイバー、移住、ワーケーション、預かり保育、こういった説明がありましたが、業者の提案があっせんするような質問、私少し違和感は覚えました。事業についての仕組みについて、事業の運営費なども発生するようですので、しっかりと精査はしていきたいと思います。

ただ、先ほども言いましたが、業者の提案をそのまま議員があっせんするような質問というのは、議場での一般質問としてはどうなのか、これはいろいろ賛否はあるかも分かりませんが、一度議運あたりではもんではいかかでしょうか。

○議長(細川博史君) 議会運営委員会で、後日協議することといたしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) また、議会運営委員会で協議させていただきます。すみません、ありがとうございます。

それでは、続いての質問に移ります。青年団についてです。

青年団についてですが、少し自分の話になりますが、私も平成15年当時、土佐清水市連合青年団に27歳で入団させていただきました。団長等、いろんな役職を経験させていただきました。そのことが大きな財産となり、今、この場所で質問をさせていただくことも、一つは青年団のおかげではないかと思えます。青年団には、本当に一言では言えない大きな魅力があり、本市に住む青年の皆さんがぜひ青年団を体験してほしいこと、青年団が地域の元気をつくってほしいという願いを込めて質問をさせていただきます。

生涯学習課長へお尋ねします。青年団の目的について、お聞きいたします。

○議長(細川博史君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

青年団は、地域に暮らす若者なら、職業や思想・信条、宗教に関わりなく誰でも入団でき、地域のスポーツや文化活動、郷土芸能、祭り・イベント、ボランティア活動といったものから広く社会に目を向けた活動まで幅広く行っています。こうした活動を通じて、若者が集い、親睦を深めるとともに、青年同士の交流や体験の中で自己を見詰め、人格を高め、集団として取り組むことで、人間として成長し、リーダー育成並びに青年団活動の認識を深めることを目的

としております。

また、若者一人一人が夢や希望を持てるように社会全体を発展させるためには、若者が集い・連なることが必要となり、青年団は、一人の力では解決できない社会の問題や矛盾に対して団体として取り組んでおります。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。目的を改めてお聞きしますと、とても崇高な目的がありましてよかったです。

続けて、生涯学習課長へお尋ねいたします。青年団の県内及び本市の状況、現状をお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

高知県全体では、過疎化・少子化による荒波や活動の多様化もあって、昭和50年代には、高知県青年団協議会への加盟団体数が30以上、会員数が3,400名以上でしたが、現在では、加盟団体数が11団体、会員数が約200名まで減少しております。

本市では、新谷議員が青年団の団長をしていた、平成18年度には、会員数が28名おりましたが、現在では、宮崎団長の下、10名が在籍しており、日々、自分たちができること・したいことに焦点を当てて、自身や地域の求められる青年団像を模索しながら活動を続けている状況です。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 本市の現在の青年団員が10名ということでお聞きしましたが、こういったボランティア団体のよくある話が、実際の活動は団員数の半数以下で活動を行っているということが実際のところではないかと、自分の活動していた頃も思い出しながら思います。生涯学習課長も御存じと思いますが、その辺を頭に置いた上での支援や協力をお願いしていきたいと思います。

続けて、生涯学習課長へお尋ねします。青年団活動の今までの歴史や活動のことについて、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

新谷議員が一番御存じとは思いますが、過去には、料理教室・人権学習・市内団体交流ソフトボール大会・あしずりまつり・青年団交流事業等への参加や、青年団Tシャツ販売など、特に、青年のバスでは、青年団活動を学習するとともに男女の出会いの場となり、参加をきっかけにカップルとなり、結婚したケースも多々あったと聞いております。

現在では、スポーツ交流・産業祭での働く車・出張サンタ等が主な活動となっており、特に出張サンタは、子供たちだけでなく保護者も大喜びする年末のイベントとなっていることから、平成8年から現在も続いております。

また、本市との関わりにつきましては、土佐清水市青年団に対する補助金交付、活動拠点である中央公民館の全額免除での使用、各種会合への参画、成人式やあしずりまつりへの参画などがあります。

以上です。

○議長(細川博史君) 1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) 青年団について、ありがとうございます。こういった青年団体は、青年世代の声を代弁するといった立ち位置もあろうかと思えます。ぜひ、生涯学習課と青年団と、お互いが意見を言い合える、相談ができ合える関係であり続けてほしいと思えます。

少し他の市町村の青年団のお話をいたします。県内で活発に活動されている青年団に、梶原町と旧西土佐村があります。我々の現役時代の青年団を活動していた頃には、青年大会という県大会がありまして、それでお互いが競い合ったり、日々の活動を行き来したりしたことでした。その梶原町には、若人交流館という建物、西土佐村には、オレンジハウスといった青年団の家が、青年団専用の施設とあり、夜中まで議論を交わしたり、イベントで泊まり込んだり、そういった交流をすることができて、青年団専用の施設がなかった本市では、うらやましい思いを何度もしたことでした。ただ、我々には中央公民館がその役割を果たしてくれていました。

生涯学習課長にお尋ねいたします。公民館の青年に対する役割について、お聞きいたします。

○議長(細川博史君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 西原貴樹君自席)

○生涯学習課長(西原貴樹君) お答えします。

公民館は、社会教育を推進する教育機関であり、地域をつくる主体を形成する拠点として、社会や地域の中で果たす役割は非常に大きいと考えます。これまでも青年団の拠点施設となっており、今まで以上に、学ぶ・集う・結ぶを大切にする環境づくりや、高齢過疎化が著しい本

市において、青年が地域の担い手となれるような学習機会の充実、事業での連携・協働などを図りたいと考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 公民館は、回答いただいたとおり、社会教育を推進していく中で大きな活動拠点だと思います。

社会教育を学び、集い、結んでいく場として、青年団という若者の組織がさらに充実していくことが、高齢過疎化が進む本市にとって非常に重要なことだと思います。さらに、青年団といった活動を通じて地域を知り、学び、リーダーの育成になってほしいです。私が現役の団のときに、当時、生涯学習課の橋本清郎課長に言われました、本市から輩出された建設大臣までされた仮谷忠男さんも青年団出身、そんなすごい先輩が青年団から生まれていますと言われたことを、当時、強烈に覚えております。青年団が地域のリーダーの育成の場所となっていく、なり続けていくというのが望ましい姿ではないかと考えます。

それを踏まえて、教育長へお尋ねいたします。青年団の拡充・拡大が必要ではないか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

青年団活動が衰退している原因については、全国的な課題にもなっているというふうに聞いています。少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない状況である本市においても、青年団活動の衰退が顕著であるというふうに聞いています。

青年団の拡充につながる取組というのは、これは重要だというふうに考えますし、青年団に対する直接的な対応と、それまでの小中高生に対する教育と、そういうふうなことも考えて取組を進めるべきではないかなというふうにも考えるところです。教育委員会として、取組としたら、現在、コミュニティースクールというものを設置して、数年先には、そのコミュニティースクールの設置で協議していることが課題改善につながるのではないかとというふうにも考えています。今年度より、各小中学校に学校運営協議会を設置して、コミュニティースクールとして各学校において特色ある取組を進めています。この特色ある取組の中に、ふるさと教育の推進というのを重点的な取組として設定してもらっています。このコミュニティースクールの設置により、地域の伝統や文化を守る取組を推進するということが、地域コミュニティーの活性化をさせ、地域の人材育成にもつながるというふうにも考えてます。学校教育の中で、ふる

さと土佐清水を意識させる。ふるさとに誇りを持ち、地域のために何ができるかということを考えさせられるような教育活動を進めるといことが、地域に貢献しようとする子供も地域の人も育てるといふうに思っています。これは郷土愛につながるし、そういう意識を育てることにもなろうかと思ひます。地域を守ろうとする人材が育っていくといことが、地域の活動を大きな柱にして守っていく、それが青年団活動の主になるところとつながる部分があるんじゃないかなといふうには思っています。これは、課題解決学習とい中で、小学校も中学校も、地域の課題をしっかりと考へて学習させるといことを進めようとい計画でいっています。このことが、小中高一貫したふるさと教育の推進といことで、今年度から計画して、実施に向けて取組を進めている。小学校では、土佐清水市をしっかりと体験さす。中学校では、深く知り、課題を考へる。高校では、PBL型学習、これプロジェクトベースドラーニングといひますけれど、仲間とともに課題解決をするような学習を進めていく。そういうようなことを推進しながら、高校になると、そのアントレプレナーシップ教育といような起業家精神に関わるような教育も進めていきながら、課題改善につながるようなプロジェクトを、子供たち自ら考へさせると、そういうような学習を積み重ねることが、青年団活動の一つにもつながってくるんじゃないかなといふうに思っています。1人じゃなくて協働して地域課題を考へていく。そういうような取組が学校教育の中でもしっかりと行わなければいけないといふうには考へるところです。そういう取組を推進するに当たっては、いろんなどころからノウハウをいただき、アドバイスもいただきながら計画を進めるようにしていきたいといふうには考へています。

教育の魅力化で、土佐清水市の豊かな未来をつくるといことをテーマにして考へてやりますので、教育の中で様々なスキルを身につけさせる。当事者意識を持って、自ら主体になって、地域の課題改善を考へていく。そういうような取組ができる生徒、それを育成していく。そのことが、新たな価値もつくり出すし、土佐清水に貢献しようとする生徒にも、人材にもつながっていくんじゃないかなといふうに考へています。次代を担うとい意識を、とにかく子供たちにはつけていきたい。そういう教育がまず第一だろうといふうに考へています。近い将来、そういう子供たちが青年になったときに、青年団活動に参加してくるんじゃないかな、地域の課題をどうするんだとい話が、地域の若者世代の中で話題になるような育て方をさせていきたいといふうに考へています。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。教育長を取組をされている中で、中学生から高校生、また、課題解決に向けてといことで、心強い答弁をいただきました。ありがとうご

ざいます。

今も10代の皆さんの、中学生、高校生が、私もジオパークの活動であったり、中高生議会であったり、そういったところで我々が10代の頃よりはるかに高い志、理想を掲げて活動しているというのは、もう近年すごく感じる場所です。その10代で培われている能力的なこと、多くの方は1回は市外に出してしまうかも知れませんが、市内に残っている青年の皆さんが、また滞ることなく20代で、30代で、社会教育の場面で、また地域のことを、次世代のリーダー育成という形になっていくためには、やはりそういった場所が要るのではないかと思いますので、また、青年団にというのは、一つの案にはなりますけど、それぞれいろんな場面で、PTAであったり、消防団であったりありますけど、そういう社会教育をしっかり学んでいくという立場では、青年団の活動がやっぱり拡充される、拡大されていくということが、僕は必要ではないかと思います。ぜひ、そういった目線、十分持っておられるということは答弁でもいただきましたけど、そういうのをぜひやっていってほしいと思います。

我々も今40代でありますけれども、20代の考え方、30代の考え方、そういった方がまたいろんな社会に出て、そういうベテランの人を若手が追い抜いて行き続けるみたいな、そういったのが企業でもスポーツでもそうですけど、そういったチームが強いチームになっていく、今のワールドカップもそうですけど、そういうベテランと若手と競い合っているというのが一番理想の形やと思いますので、ぜひ、本市もそういう強いタフなチームになり続けてあってほしいと願っています。

最後、もう一つ教育長にお尋ねします。地元に残る、活動する若者、青年団に望む姿、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

今、土佐清水に残っている若者・青年団に対しても、土佐清水市の課題解決に取り組み、新しい価値をもつくり出すことができる、土佐清水市に貢献しようとする若者・青年団であってほしい、そういうふうに思っています。次代を担うのは若者ですので、自分が次の世代を担っていくんだという意識を持って、若者が学び続けて、地域のリーダーとなるような支援は、私はしていきたいというふうに思っています。

以上です

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 青年がいつまでも成長し続け、リーダー育成の環境が整っている土佐

清水市、そういったときには、10年後も20年後も、たとえ人口が減少したとしても誇りある土佐清水が残っていると、守られていると確信しております。青年団活動、社会教育のさらなる活躍を祈っております。

続いての質問に移ります。新しく発刊される土佐清水市史についてです。

少しだけ私と旧市史との出会いのお話をさせていただきます。平成14年、土佐清水市は、全国で平成の市町村合併の渦中にあつたと記憶しております。当時、8市町村で合併をするべきではないかと、個人的にいろいろと動き回ったことでしたが、1人では何もできないことが分かり、土佐清水青年会議所、JCへ入会しました。そこで、中村、宿毛、清水の3JCで集い、当時の清水の児島ゆうじ理事長の声かけの下、幡多の未来を考える会というのを結成しました。中村、宿毛、清水の3JCで何度も集まり、幡多の未来を語り、会議を重ね、過去や歴史を学ぶためにということで話合いをしておりましたが、そのときに、未来を語る前に、歴史や過去も知らんといかんのやないかというようなことを言われまして、そのときに過去や歴史を学ぶために手に取ったのは、当時、発刊されて20年ほどたっていた旧の土佐清水市史でした。そのときは、無我夢中で市史を読み込み、土佐清水の歴史や文化、産業等を、市史を通じて学びました。そのおかげで、土佐清水のことがさらに大好きになった1人の青年が生まれたのではないかと思います。その新谷青年に大いに刺激を与えてくれた土佐清水市史が新しくなるということで、今回の質問になります。

生涯学習課長へお尋ねいたします。今回の市史の発刊の経緯、編集メンバー、編集内容等、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

平成30年3月議会にて、当時の市議会議員、武藤清氏が、土佐清水市史上下巻発刊から38年、そろそろ改訂版をとの議会質問における審議をきっかけとし、市議会の承認と市長の英断もあり、市史改訂が本格的に始動することになりました。

武藤元市議は、地元郷土史同好会に所属し、その関係から、旧市史の近現代を執筆した故中村春利、当時、郷土史同好会会長と交流があり、中村氏が常々新たな研究とその知見により、市史改訂をしてもらいたいとの強い意向があり、何としてもこれを実現させたいとの思いが議会質問の動機だったと武藤氏は明かしています。

新土佐清水市史は、大きく通史編、資料編の2部構成でB5判、全1,200ページほどにまとめられる予定です。

通史編は、考古、古代、中世、近世、近現代、以南偉人伝、戦争遺跡、同和教育史、学校教

育史、市政史、防災史、民俗伝説、地勢・地形地質、植物、動物の全15章構成となります。

新市史・通史編は、市民のための地域学の基軸書を目指しています。土佐清水市に生きてきた先人たちの生き方を通じて、これを教育や生活に生かせるような書籍を目指しています。

新市史・資料編は、郷土史研究の資料として、活用できる文献資料や絵図、各種図面等を掲載し、研究者にも活用し、満足していただける内容を目指します。

新市史の執筆者は、編集委員会の編集委員と執筆協力員で構成されています。

通史編は、戦争遺跡全国ネットワーク共同代表、出原恵三氏、土佐史談会理事、東近伸氏、高知県立埋蔵文化財センター所長、松田直則氏、市史編さん室長、田村公利氏、土佐清水市人教会長、浜岡篤氏、NPO法人図書館結の会副理事長、谷岡暁美氏、土佐清水市郷土史同好会会長、武藤清氏、中央公民館館長、岩井拓史氏、国立公園*ジオパーク推進課専門員、森口夏季氏、同じく専門員、土井恵治氏、高知市立動物園わんぱーく高知学芸員、吉川貴臣氏、高知県立足摺海洋館SATOUMI館長、新野大氏、元高知大学人文学部長、吉尾寛氏などです。

資料編の主な執筆者は、元歴史民俗資料館副館長、濱田眞尚氏、元土佐清水市文化財保護審議会会長、山下晃弘氏、堺市博物館学芸課推進係長、海邊博史氏、高知県学校資料を考える会代表、目良裕昭氏、楠瀬慶太氏、高木翔太氏など、市内や県内に在住する、その分野を代表する一流の研究者の方々に執筆を担当していただいております。また、全体の監修を土佐史談会会長、宅間一之氏にお願いしております。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 打合せのときにもお聞きしましたが、各分野のそれぞれの一流の研究者が集っているということで、非常に頼もしく思います。

それでは、前回の市史と違い、どういったことを、何を伝えたいかということをもっとお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

旧市史は、上下巻合わせて2,307ページという膨大な内容です。中世・近世・近代等で古文書が多く引用掲載されており、歴史・地理などについて、ある程度の専門性がなければ、なかなか理解することができない内容となっています。

一方で、専門性を持って歴史を研究している人には、活用できる内容が多くあり、評価の高い書籍です。しかしながら、現在も市民図書館に旧市史の残部があるなど、旧市史が必ずしも

市民に浸透しているとは言えない現実があります。

このような旧市史の課題点も踏まえ、新市史・通史編では、市史の通史の流れを概ね把握でき、学校教育においても総合学習・地域学習・人権学習等で活用できるよう、掲載資料を豊富にして、できるだけ分かりやすい記述を心がけて執筆しています。地域学の基軸書として、様々な学習活動に生かすことができる内容を目指しております。

資料編では、郷土史研究の資料として活用できる文献資料や絵図、各種図面等を掲載し、研究者にも活用し、満足していただける内容を目指します。

このように、一般市民の皆様、郷土史研究者の皆様、それぞれのニーズに応じていける内容を目指しています。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

それでは、市史を使つての歴史・文化・人材育成をどういったふうに行うのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

市史編さん事業は、単に新市史を活字化し、刊行することだけが目的ではありません。これまで折り重ねられてきた郷土の歴史や伝統文化を広く市民に普及啓発し、先人の築いてきた思いに気づき、ふるさとに対する誇りと愛着を持っていただくことが重要であると考えます。

新市史・通史編は、学校教育の総合学習・地域学習・人権学習等で活用できる内容になっています。土佐清水市は教材の宝庫です。市内外からも自然科学や歴史・地理等、たくさんの研究者が集まり市域をフィールドに研究を重ねています。

教科書のみを教材とするのではなく、教科書に加えて、学習指導要領や各校の年間指導計画に沿いながら、学校で大いに活用し、生かしてほしいと思っております。

新市史は、学校教育に限らず生涯学習においても、多岐にわたり活用できると思います。青年団活動や市民講座等の講演会、その学習のためのテキストとして利用することも可能です。

このように一般市民の方々に常に傍らに置き、活用していただけるような新市史を作り上げていきたいと考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) ありがとうございます。市史に地域学、民俗学、歴史書、また、近現代史や現代史という、そういった側面もあると思います。ぜひ活用していただけたらと思います。

教育長にお尋ねいたします。どんな効果を期待するか、活用するか、お願いいたします。

○議長(細川博史君) 教育長。

(教育長 岡崎哲也君自席)

○教育長(岡崎哲也君) お答えいたします。

先ほど生涯学習課長が答弁しましたように、新市史・通史編は、学校教育においては、学習指導要領や各校の年間指導計画に沿いながら、総合的な学習の時間、地域学習、人権学習などに広く活用できると考えます。

例えば、新市史・通史編の第8章同和教育史では、中世から現代に至る部落史学習の内容、同和教育やその活動実践史、地域教材などが詳しく著わされています。これを部落史学習の教材として活用したり、教職員研修に活用することは、人権教育推進計画を推進していくための有効な手段ではないかと思えます。

また、生涯学習でも、市域20か所の中世山城調査の結果から、その縄張図やドローン写真が、新市史には掲載されております。令和2年から3年にかけて、調査結果を基に中央公民館とタイアップして山城講座を開講しています。この点では、新市史は、地域に残る中世山城を地域資源として活用するための手引書にもなります。

以上のように、新市史は、学校教育・生涯学習・ジオパーク活動・郷土史研究等に広く活用することができ、教育・歴史・伝統文化・人権学習等の市民のための地域学の確立に大きく貢献できる内容となっております。このような地域学の確立は、郷土に対する愛着と誇りを持つことができ、市民の育成につながり、地域の振興と文化的土壌の醸成に大きく貢献できるものと思えます。

以上です。

○議長(細川博史君) 1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) ありがとうございます。

それでは、最後になります。次の市史につなげるために、こういったことをしなければならぬのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長(細川博史君) 教育長。

(教育長 岡崎哲也君自席)

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

先ほどの答弁で生涯学習課長が述べましたように、市史編さんは、単に分厚い書籍刊行をすることだけが目的ではありません。今回の市史編さん事業で困ったことは、昭和55年に刊行された旧市史の関係資料がほとんど残されていないという事実です。例えば、写真一つとっても、デジタルカメラの時代となり、写真用紙にプリントされた古い写真は、その多くが破棄されています。

今回、市史編さん事業を通して、休校中の中浜小学校の2階空き教室を歴史収蔵スペースとして文科省の許可を得て利用しています。ここに民具、休校・廃校中の小中学校の学校日誌等の学校資料、取り壊しになった古民家から出てきた文書等を集積・保存しています。各小学校から民具見学に中浜小に来たり、あるいは教材として民具を教室に貸し出したりした授業にもたくさん活用していただいております。

高知県の中核都市である高知市以外のほとんどの市町村は、文献や文化財等の歴史資料を収蔵するための博物館施設や設備を備えることができていません。このような施設・設備の維持管理は予算的な負担がかなりのものとなります。こうした中で休校を利用した土佐清水市の取組は、11月に高知市で開催された全国博物館大会でも、土佐清水モデルとして注目を集めました。ここに補正予算により、遮光カーテンとスチール製の棚をつけ、保存用の中性紙箱を購入し、貴重な学校日誌等を保存する予定となっています。今回の新市史で活用した資料も、次の市史改訂のために活用できるように、大切に保存していくことになっています。

以上です。

○議長（細川博史君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。単に分厚い資料を発刊するためだけでなくというのは、本当に僕も全く同意見ですので、そういったものを使って、いろんな先ほどの学校教育、生涯学習教育、ジオパーク教育、いろんなものにつなげていって、完成されたやつをさらにいろんなジャンルで使い続けていくことを望んでおります。ありがとうございました。

以上をもちまして、通告しました全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

5番、山崎誠一君。

○5番（山崎誠一君） 新風会の山崎誠一でございます。発言通告に基づきまして、質問をさ

せていただきたいと思います。

この12月は、実は12月10日が世界人権宣言になっておりまして、毎年この12月の議会では、世界人権宣言が12月10日に、昭和23年ですか、ちょっと日にちは忘れましたが、なされたということで、発言をしたいといつも思っております。

それから、またその2日前の、実は12月8日は、太平洋戦争が始まった時期でございます。戦争だけはやってはいけないと、やったらいかんというような記事も先日載っておりました。私も関連する番組を、先日、BSで、なぜ日本がよう戦争をやめなかったかということ何かの内容を見まして、悲しい思いがしたことでございます。そういうことで、戦争があると全ての人権が失われるということで、ぜひ人権については、先日来から静岡県ですか、子供の虐待もありました。そういうことで、人権は様々なところにありますし、また、守らなければいけない大切なものではないかというふうに思っています。そういうことで、まず、そういうことを言いまして、市民図書館についての質問に入らせていただきたいと思います。

まず、市民図書館というのは、市民図書館についてのなぜ必要なのかということについて、ちょっと調べてみました。これについてはこう書いてあります。図書館は、乳幼児から高齢者まで、市民全ての自己教育に役立てるとともに、市民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であると、こういうふうに図書館というのはどういうふうな役目かということで書いておりました。

また、公立の図書館は、公費によって維持される公の施設であり、市民は誰も無料でこれを利用することができるとなっております。

現在、市民図書館は、指定管理をお願いしております。先頃、その指定管理の更新時になっているとお聞きしております。図書館の指定管理者は、管理運営に始まり、読書事業や市民に対する利便性の向上、広報活動など、様々な事業も行っております。

そこで、更新の判断も含めて、市民図書館の指定管理について、生涯学習課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

市民図書館は、市民の切なる願いから生まれた図書館であるとの歴史的な認識の下、市民のための図書館奉仕活動が展開され、2010年4月から図書館結の会が指定管理者として選定されました。図書館ボランティアを中心に、幅広い市民の手による活動目的に沿うように、開館以来の精神を引き継ぎ、市民の利用を第一に考え、柔軟な発想の下、ボランティア活動の育

成、読書推進計画、各種企画展・講演会の実施など、利用者の要望に合わせた、様々な事業を行い、管理運営に当たっています。来年の3月末で指定期間が満了となることから、引き続き指定管理者として、市民図書館の管理運営を行いたいとの要望がありました。

所管課として、移動図書館車の運行により、市内全域の読書活動の推進のほか、コロナ過における臨時休館等厳しい状況の中でも、市の国立公園*ジオパーク推進課や、市史編さん室、また、環境省黒潮生物研究所と連携した企画展示、単独事業など、様々な取組を行い、来館者の増加と満足度の向上に努め、子供の読書週間、乳児読み聞かせ会、図書館サポーターなどの各種行事や、自主活動の朗読グループが連携し、読書活動の推進を図っています。

また、施設の美化・清掃、備品の管理や館内の修繕、冷暖房の使用等を適切に行い、市民に親しまれる居心地のよい空間づくりや、誰でも気軽に立ち寄れる場所を目指して、図書館がある環境を最大限に生かした取組を続けています。

これまでの管理実績等を考慮し、施設の設置目的が最も効果的に達成することが見込まれることから、市民図書館の指定管理者の候補として、選定することが望ましいと判断しました。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。詳細な説明、ありがとうございます。

昔から読み書きそろばんという言葉がございまして、図書館はまさに本を読むところであり、本を読み、そして、それを書き写す。字が読み書きできれば、そろばんができます。自己教育にも役立つ。そういうものだとは思っております。

少し横道にそれますが、近所の元小学校の先生が、小学校に定期的に行って、読み聞かせを行っております。そういった状況の中で、1年に一度、決算期にもらう生涯学習からの主要施策の成果に関する説明には、市民の図書、資料等に対する要求に応えるため、市民の文化教養調査、レクリエーション等に役立てる、これを目的として各種事業、イベント、講座、そして、児童を対象にしたおはなし会、読み聞かせ、人形劇等を実施したとなっております。読み聞かせという表現が度々ちょっと出てくるわけですが、そこでお聞きしますが、読み聞かせ活動について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

生涯学習課では、土佐清水市地域学校協働本部事業に係る読書活動支援と、市民図書館による読み聞かせがあります。地域学校協働本部事業では、現在、7人の読書ボランティアがロー

ーションで、市内の全6小学校に出向いて、授業開始前に15分ほど読み聞かせを実施しています。児童にも好評なことから、市内の小学校から依頼があり、事業を支援している状況です。

市民図書館でも、現在コロナ禍で休止中ですが、読書ボランティアが隣接しているひだまりハウスで、毎月テーマを決めて児童・親子を対象におはなし会を月2回程度、乳幼児を対象とした乳幼児読み聞かせ会を月1回、それぞれ開催することになっています。また、市民図書館の職員が、足摺岬、幡陽小学校で月1回、移動図書館車での巡回時に、出張読み聞かせを行っています。

読み聞かせについては、コミュニケーション能力が向上する・語彙力が鍛えられる・記憶力が向上する・文章理解力が向上する・学力が向上する効果もあることなどから、生涯学習課としても、継続して読み聞かせ活動に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。よく分かりました。詳細な説明、ありがとうございます。

生涯学習課の読み聞かせ事業と図書館が行っている読み聞かせ事業みたいなものが二つあるというふうにちょっと理解しました。答弁の中にありました語彙力という、なかなかふだん聞かんかなというふうに私自身は思ってますが、その言葉自体がなかなか難しいわけですが、この語彙力というものをちょっと調べてみましたし、鍛える方法なんかも調べてみました。鍛える方法は、読書を通して習慣づけることだそうです。そして、言葉を使いこなす能力をつける、その読書の入り口に読み聞かせがあると思っております。これからもぜひ、これまでのように充実したよい読み聞かせを続けていただきますよう、よろしく願いいたします。

そして、そういったことで次に行きますが、市民図書館の状況についてお聞きしたいと思います。

図書館としては、先ほど主要施策の成果に関する説明のところで触れましたが、様々な事業を行っています。その中でも図書館としての状況が分かりやすいこととしては、開館している日、それから、入館者の数、貸出人数、そして、貸出冊数の利用状況などがあればすごく分かりやすいのではないかとこのように思いました。取りあえず、入館者数、貸出冊数についてお聞きすれば、図書館の主な状況が分かると思しますので、最近3年間ぐらいについて、図書館の状況について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

過去3年間の入館者数・貸出冊数の利用状況ですが、令和元年度、入館者数2万3,268人、貸出冊数3万7,175冊。令和2年度、入館者数2万1,276人、貸出冊数3万6,461冊。令和3年度、入館者数2万1,612人、貸出冊数3万7,293冊となっています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、イベント等の中止や延期が相次ぎましたが、館内の換気扇や図書除菌機の設置、消毒・検温等、少しでも安心して利用してもらえるように、環境整備に努めたことや、地域の歴史や自然をテーマとした講座、展示を、ほかの教育施設団体と共催して行い、多様な学習機会の提供を行いました。

また、老朽化した移動図書館車の買換えにより、市内全域のサービスが継続できるようになり、活動全体が制限された中で、継続できる事業はできる限り行い、利用者が求める情報や資料の提供、交流の場が保たれるようになったことなどから、令和3年度は、入館者数・貸出冊数とも、令和2年度の利用状況を上回る結果となっています。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。人口減少、それから、少子化、小学校の統合など、そういった状況でも図書館として貸出冊数が前年を上回る努力をされていることは評価されているんじゃないかと思っております。これからもどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に行きます。

さて先日、12月1日だったと思いますが、木曜日の夕方のNHKの番組で、幡陽小学校の鼓笛隊が、来年度には生徒数の減少でなくなるという番組を放送しておりました。その中で、教室が映っており、黒板には移動図書館が来る日を書き込んだ映像が映っていたと思います。小学校でも、図書を借りる、本を読む、そういった取組を定期的に行っているのだと、改めて感心いたしました。この春、新しい移動図書館車が稼働し始めましたが、購入について、簡単に結構でございます。経過のようなことや利用状況について、新しい移動図書館車購入関連について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

移動図書館車につきましては、図書館ができる2年前の昭和55年より運行しており、市内全域を巡回することで、図書館に行くことができない地域の方々にとっては、移動図書館車が

身近な図書館になっています。少子高齢化が進む中、移動図書館車は、生涯学習課においても重要な役割を果たしており、毎月の巡回を心待ちにし、楽しみにしている地域の方々のためにも、新しい移動図書館車を有効活用していきたいと思えます。

また、その移動図書館車も、昭和55年の運行開始から42年を経過し、現在は4代目の車両を令和4年3月から運行を開始し、交通手段等で足を運べない高齢者や子供たちなど、図書館を利用できない多くの方たちに、手に取って本を選べる楽しみをお届けしております。

なお、令和3年度の移動図書館の貸出人数は1,634人、貸出冊数は1万995冊でありました。

コロナ禍や少子化、そして人口の減少など、貸出冊数への影響も出てきてはいますが、これからも好きな本を手に取って選んで借りられるよう大いに活用してまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 詳細な説明、本当にありがとうございます。

次の質問に行きます。

そんな市民図書館ですが、市民図書館が親しまれて40年。土佐清水市の知の拠点、利用者促進へ催しに注力という見出しの記事を読みました。そこで、市民図書館40周年記念行事開催について、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

図書館40周年記念行事として、10月28日には、オーテピア高知図書館専門企画員である山重壮一氏をお招きし、講演会を開催、人口減少による地域の衰退や、コロナ禍による生活の変化にさらされる今、図書館が人と地域のためにできることや、求められている役割について語っていただきました。参加人数につきましては、関係者18人、図書館職員6人、一般11人で合計35人でした。

また、11月26日には、ホーミー、馬頭琴奏者の岡林立哉氏をお招きし、館内でコンサートを開催、音楽も貴重な文化と捉え、異国の文化に触れることで、利用者の視野を広げる一助になることを目的として、これまでほとんど行ってこなかったコンサートという形で、記念事業を開催することで、今後の図書館の可能性を広げたと思えます。参加人数につきましては、大人46人、子供3人、合計49人でした。

今後50周年・60周年に向けて、指定管理者とともに生涯学習課としても、充実した運営

に携わっていきたいと思います。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 詳しい説明、ありがとうございます。

最近、まちには本屋がなくなるという現象が起きてるそうでございます。土佐清水市にはまだまだ本屋さんもありますが、そういうふうな状況になってるということ。活字離れ、電子書籍などが普及しまして、生の本を手にとって本を読む喜びはなかなか捨て難いものがあると思います。ぜひ皆さん、図書館に行って本を1冊でも読んでいただければ、まだまだ図書館を続けていく、図書館が廃らない、本屋さんが廃らない、そういうふうなことになりますので、ぜひ清水で本を購入していただくようによろしくお願いいたします。要らんことを言うて申し訳なかったですが、将来に向けた力強い生涯学習課長からのお言葉を頂きました。どうかすばらしい図書館でありますよう、市民図書館でありますよう、よろしく願いしまして、生涯学習課に対する図書館の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、緊急車両について質問をさせていただきたいと思います。

緊急車両、救急車両、あるわけですが、救急車両では、火災の発生、救急車の出動件数について聞いていきたいと思います。事前にちょっと消防長のほうから頂きました資料によりますと、平成24年から令和3年度までの10年間の火災発生件数の推移と救急出動件数についての一覧表をもらってあるんですが、これを見ますと、火災発生件数が、平成24年が9件、25年が12件などとなっております。平均すると、10年間の平均なんですけど、年平均9.8件、10件ということでしょうか。それから、火災が発生した一覧表を見ますと、多い年では19件の火災が発生しております。一方、救急出動は10年間で8,447件の出動。年平均844.7件ですので、そういうふうな状況。多い年が平成24年の884件。それから、25年の882件。令和2年の898件となっております。

このことは、現在の市の世帯数6,965世帯らしいですが、これ7,000世帯を切ったということですが、年間に8世帯に1回、救急出動が発生する計算になるわけです。1年を通して1日に2.5回の出動、2日で5回の出動があるということになります。この件数状況を見ると、毎日毎日出動してると。ない日はないのではないかという、本当に御苦労さまですということでも申し上げたいと思っております。

それから、火災が発生すれば、消防署とか消防団からの出動があるわけですが、大変忙しいんじゃないかというふうに思ってますし、病人、それから体調が悪い方が出れば、救急車などの出動が必要なわけで、一刻も早く現場に到着する必要があります。とにかく、夜昼なく時間

との戦いではないかと思えます。特に、今時分は冬場ですので、火災が起こりやすい時期となっています。どうか皆さん、火の用心に心がけていただきたいというふうに思います。

そこで、お聞きします。消防署、消防団の消防車両、救急車などの車両の状況と車幅、車幅をちょっと聞きたいんですが、車の幅などについて、概略を消防長にお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（細川博史君） 消防長。

（消防長 味元博文君自席）

○消防長（味元博文君） お答えします。

初めに、現有車両のうち緊急車両として登録している車両について述べさせていただきます。現在、消防署にはポンプ車が3台、救助工作車が1台、指令車が1台、救急車が予備車を1台を含めた3台の計8台が配備されております。また、消防団には、ポンプ車5台、小型動力ポンプ付積載車27台、指令車1台の計33台を配備しております。この33台のうち、消火能力の高いポンプ車は、市内を五つの地域に分けた、下ノ加江分団、清水第一分団、中央分団、三崎分団、下川口分団のそれぞれに1台を配備し、災害に備えております。

議員御質問の消防車両の車幅につきましては、消防署に配備されている救助工作車や水槽付ポンプ車など、大型・中型の車両は230センチから233センチ、消防署と消防団に配備しているポンプ車は180センチから188センチとなっており、消防団に配備の小型動力ポンプ付積載車は169センチとなっております。救急車は高規格救急自動車であり、車内での活動等を考慮しておりますので、常時運用している2台につきましては189センチの車幅がありますが、予備車は180センチと一回り小さな車両となっております。また、下ノ加江分団には車幅が147センチの軽車両の小型動力ポンプ付積載車を配備しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。今お聞きしたところ、道路が最低230センチぐらいないと、消防車両が通れないことや、年間800件を超える出動件数がある救急車、これも車幅が190センチ以上ぐらいないと目的地に入れない。それから、近づけない。家の前まで到着できないということになると思っております。道路の役目として、道路は人が通る、通行する、それから、直射日光を取り込む、風通しを確保する、いざというときの避難する道や救急車両が入って、安全を確保するための機能を持っているということだそうでございます。道というのは。そういった状況で、現在、市内には救急車両が入れない道があつて、結構、道幅が狭いわけです。大変多いと思っております。市内の道路事情を、今、緊急に、早急に劇的

に広くする、幅を広くすることはなかなかありませんが、そういう状況でお聞きしたいのは、今まで救急車両とか緊急のものが道路状況によって、救急車両が進入ができない場合なんかについて、どういうふうな対応をしてきたのか、消防長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 消防長。

（消防長 味元博文君自席）

○消防長（味元博文君） お答えします。

議員御指摘のとおり、市内には、まだ狭くて消防車両等が進入できない道路が存在していると同時に、消防車両も車体が大きくなってきておりますので、消防活動には細心の注意と事前の消防戦術等を立てて対応しております。一例ですが、通常の火災対応では、水槽付ポンプ車とポンプ車が同時出動し、水槽付ポンプ車を火点直近させることとなっておりますが、道路状況によりポンプ車を先行させることや消防団員と連携しながらポンプ運用を行うなど、本市独自の消火体制も構築しながら活動しております。また、出動回数が多い救急事案では、119番入電時の状況により、少し幅が狭く小回りの利く予備車を出動させるなど、市内の道路状況等を勘案し、最善の対応を心がけております。

また、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事を行う場合などは、火災予防条例により届出が必要ですので、提出された届出により情報共有し、対応しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。詳しい説明、ありがとうございます。臨機応変の対処や事前の作戦、戦術、常日頃の情報の把握、安心しております。道路幅が狭かったり、窮屈だったり、大変だと思います。時には署員が、団員がですが、車を降りて走ったことがあるというふうなこともちょっとお聞きしました。本当に大変だと思います。人海戦術にもなるのではないかと想像しております。御苦労さまでございます。これからも市民の生命、財産を守っていただきますようよろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。

以上で、救急車両についての質問は終わります。

次に、ごみ収集についてちょっとお聞きします。

市内には、各地のごみ収集を毎日やってるわけですが、ごみ収集が来ない日がないんじゃないかというふうに思っております。市内全域をカバーしてると思ってますし、市街地、半島地区、下ノ加江地区、三崎地区、下川口地区、結構広い土佐清水市ではないかというふうに思っ

てます。しかし、しっかりと1週間に2回程度、うちなんかもそうなんですが、2回ほど収集に来てくれます。また、ビン・缶も月に1回ぐらい回収してくれますし、本年度から、こういうふうな土佐清水市で始まったわけですが、土佐清水市家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方ということで、こういうふうなものも作られました。後から説明申しますが、ノートパソコンとか、それからカメラ、小型家電、そういうものをリサイクル商品として、市の環境室で受付していますし、市の市民センターでも受付をしているということで、ぜひこれを活用していただけんろうかというふうに思います。そして、粗大ごみも回収をしてくれるわけで、そこでお聞きしますが、ごみ収集の状況について、各地区への収集日なども含め、どういった状況か、市民課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） それでは、ごみの収集状況についてお答えいたします。

市内には526か所のゴミステーションを設置しております。市内各所へのごみ収集日につきましては、ごみの種類別でお答えいたします。まず、混合ごみにつきましては、下ノ加江エリアでは毎週月曜・木曜と火曜・金曜の2グループに分けて収集しております。市街地エリアは火曜・金曜と一部ではありますが、月曜・木曜、半島エリアは月曜・木曜と火曜・金曜の2グループ、三崎・下川口エリアは月曜・木曜に振り分けて収集を現在行っております。

次に、ビン・缶・ペットボトル・紙類につきましては、全エリア月1回収しております、粗大ごみにつきましては、全エリア年2回の回収を行っております。ただ、一部の地域では収集を始めた当初から未収集であったようでして、資料が残っておらず、正確なことは分かりませんが、道路が未改良で収集車が入れなかったことや距離が遠く非効率だったことなどが主な理由で未収集地区がございます。以前から、この未収集地区の皆様は、自家処理で堆肥化したり、燃やしたりしていたものと思われかもしれませんが、平成15年度からは適正に処理していただくよう、ごみ袋の購入費用としまして一世帯当たり年間4,000円の補助金を交付しております、最寄りのステーションまで持参、運搬して、対応していただいているところでございます。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。先ほど言いましたように、いろんな形で市民課のほうの対応として、一生懸命頑張ってくれておるといふふうに判断しております。ありがとうございます。これからもどうかよろしく願いいたします。

先ほど、緊急車両の、救急車両の車の幅について、消防長のほうからも答えていただきまし

た。最近、ごみ収集車も大型化しておりまして、市内の道幅が狭いところが多くて、収集車が入っていけない、窮屈だという話もぼちぼち伝わっております。そういうような状況で、ごみステーションが遠かったりしまして、なかなか出すのに苦労してるというふうな声を聞くわけですが、そういったことでごみ収集車の車幅、サイズですね。それから、収集車両の状況について、市民課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 収集車両のサイズ、車幅等についてお答えいたします。

現在、市内には市が委託しました一般廃棄物収集処理業者が3業者ございまして、収集車両、じんかい車両、いわゆるパッカー車ですけれども、総数で12台ございます。2年に一度更新の際に市へ提出されます、一般廃棄物処理業者更新申請書で確認しましたところ、最大積載量1トン以上2トン未満の車両で、最大車幅が2メートル19センチ、2トン以上3トン未満の車両で、最大車幅が2メートル18センチ、3トン以上の車両で、最大車幅が2メートル11センチとなっております、市内業者が所有する収集車両は最大積載量には関係なく、車幅の差はほとんどございません。

以上です。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

普通、自分たちはごみ収集車をパッカー車というふうに呼んでるわけですが、後ろのドアを開けて、そこにごみを投げ入れて収集していると、私たちもごみを積むわけですが、そういうことをしております。そのごみ収集車、パッカー車には、車両の大きさに法的な定めがあるのか、市民課長にちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 車両の大きさに法的な定めがあるのかにつきまして、御答弁させていただきます。

収集車両につきましては、まず、公道を走行しますので、道路運送車両法に適合していなければなりません。

次に、機械式ごみ収集車につきましては、労働基準局長通知、機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化についてにより、機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱の機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準に適合した構造・緊急停止装置・警報装置ほかを備えてい

なければならぬとされておりますけれども、車両の大きさに法的な定めはございません。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。

ごみ収集車については、安全管理とか、それから指導基準というもの、やっぱりあるということで、やっぱり危険な業務ではあるというふうにつくづく思っております。

それから、車両としての構造にも、緊急停止とか、警報装置がついてるわけで、やはりこれも仕事をする上で作業員の安全を第一に考えた構造だというふうに理解しております。どうか事故のないように注意していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ごみ出しステーションが遠い、高い、低いとか、それから、足腰が弱ってよう行かんとかいうことで、持っていくのが大変ということで、ごみ出しに困っている市民がいるというふうにお聞きしているわけですが、そういったことについて、先日ちょっと作田議員やったかな、作田さんが質問したこともあると思うんですが、そういった方々の、ごみ出し困窮者への本市の支援策のようなものはあるのか、市民課長にお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

本市のごみ出し支援につきましては、健康推進課で高齢者生活支援サポート事業、要支援者在宅サポート事業を、NPO法人COCOてらすに委託しまして、日常生活や清掃等の家事支援の一環でごみ出しも含めた高齢者の支援を行っており、令和4年4月から10月までに2件の支援を行っております。また、社会福祉協議会のいきいきボランティア等で、地域でのごみ出し支援が徐々に広がっているとのこととしまして、4月から10月までに7件の支援につながったとのこととあります。そのほかでは、件数は把握してはおりませんが、地域の中で民生委員や福祉協力員にもごみ出し支援に御協力をいただいているとのこととあります。

市の支援策ではありませんけれども、個人が収集業者に依頼し、月額料金を支払って処理している世帯が市内に1件あると収集業者から伺っております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。

これまで車のこととか、それから、どういう状況だとか、車など何かを聞きました。今回、あえて市民課長にほかの課のことも調べていただきまして、本当にありがとうございます。社

会福祉、健康推進課さん、それから、C o C oてらすさん、それから、社会福祉協議会さんには、本当に御苦労さまですというふうにお伝えしたいのと、これからも市内には高齢者が増えているわけで、ごみ出しに困る方がいっぱい出てくると思います。そういう方々のためにも、この制度、いきいきボランティアとか、高齢者生活支援サポート、大変に必要な事業じゃないかというふうに思ってますので、これについてもぜひ市としては一生懸命応援していかないかんし、公助じゃないかなというふうに思ってますのでよろしく願いいたします。

そういうことで、もうちょっと前に進みますが、消防車両が狭いところにも入れない。それから、収集車もなかなか道が狭くて、ステーションが遠くなってきている、そういうことの解決策の一つとして、先日いろいろと知り合いなんかとちょっと話したんですが、車両、ごみ収集車の幅が狭くなれば、道はなかなか一遍には広がらないわけで、そこを何とか解決できるんじゃないかというふうに、単純に我々ちょっと話したことでございます。そういうことで、市長にちょっと所見を伺いたいのですが、とにかくごみ収集の解決策の一つとして、収集車両の小型化はできないものか、その辺を市長に所見をお伺いしたいと思っておりますのでよろしく願いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ごみ車両の小型化について御質問がありました。平成14年11月までは、市内で回収された一般廃棄物は、土佐清水市清掃センターほか市内施設で処理をしておりました。平成14年12月からは、四万十市上ノ土居にある幡多クリーンセンターの稼働に伴い、市内で回収されたビン・缶以外の一般廃棄物は、幡多クリーンセンターに運搬され処理することとなっております。

処理施設が市外で遠方になったことで、運搬距離の大幅な延長や車両に使用する燃料も大幅に増加し、加えて運搬時間も何倍にもなり、業者の皆さんの経営改善・努力により、経営を健全に保つために収集車両の大型化などを図って運搬経費の節減に努められております。

そのようなこれまでの業者の取組から、収集車両の小型化は、回収容量の減少や運搬回数の増加に伴う燃料を含めた運搬コスト、人力的な労務管理、車両の購入など経費面の増加に直接つながり、経営を圧迫することになると伺っておりますので、収集車両の小型化は、現状では困難であると認識しております。

しかしながら、地区のごみ出し方や収集方法につきまして、11月にありました地区別区長会でも、収集車両が入って行けないところに住んでいる住民のごみ出しに困っている。いい方法はないかとのお話、御要望がございました。市内には、収集車両が侵入できない細い道路が数多く存在し、住居からステーションまで距離のある所や高低差のある所で生活をされている

方には、大変御迷惑をおかけしているところです。特に高齢化が進む本市にとりまして、今後における課題の一つでもあります。

これまで、地区住民の皆様のコミュニティーの中で、共助、協力によるごみ出しと、収集場所の変更、新設などは、地区での対応をお願いしているところですが、本市の状況に即したサービスの在り方について検討しなければならないと思います。あわせて、各地域ごとで抱えておる個別な課題、こういったものを一定整理して、こういった解決方法があるのか考える時期に来ておりますので、解決方法については今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（細川博史君） 5番、山崎誠一君。

（5番 山崎誠一君発言席）

○5番（山崎誠一君） ありがとうございます。ぜひいろいろな形で、いろんな形で市民のためにごみ出しがという、困っていることを解決していただきたいというふうに思ってますし、先ほど市長が発言された中に、人員的な労務管理など経費面の増加に直接つながり、経営を圧迫するとも言われました。それには補助を出していく、これが公助だと思います。検討も必要ではないかというふうに思っております。業者の努力だけではなかなか難しい、解決できない経営問題ではないかと思っております。市としても自助、共助、公助の精神で、よい手だてにつなげていただきますよう、最後に市長をお願いして、全ての質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月13日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時10分 延 会